

資料1-2 政策体系等（教育分野）

次期計画答申内の基本施策	達成目標	目標 番号	枝番 号	測定指標	達成手段	達成手段が達成目標の達成にどのように 貢献するか
目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成						
○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実	1人1台端末等を円滑に活用した児童生徒への学習指導・生徒指導等の在り方や、教科書、教材、関連ソフトウェアの在り方、学校内外の環境整備の在り方等についての検討結果等を踏まえ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた取組を進展させる。	1	1	-	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会における検討を通じて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた取組が具体化され、各学校における取組の充実が寄与することができる。
○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施	・引き続き効果的な指導の実践事例に係る情報提供等を通じ、周知・徹底を図ることにより、新しい時代に求められる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を含む)の育成に向け、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの確立といった、学習指導要領の趣旨が各学校で理解されそれを踏まえた取組が促進されることを目指す。 ・将来の教育課程の基準の更なる改善・充実を見据え、研究開発学校等における実践研究を進め、その成果を蓄積する。	1	2	・知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和のとれた個人を育成し、OECDのPISAにおいて、科学的リテラシー及び数学的リテラシーについては引き続き世界トップレベルたる現状の水準を維持し、読解力については同水準への到達を目指す。また、TIMSSにおいては、引き続き現状の水準の維持・向上を図る。 ・「授業の内容がよく分かる」と思う児童生徒の割合の増加(小6:国語・算数、中3:国語・数学) ・「勉強は好き」と思う児童生徒の割合の増加(小6:国語・算数、中3:国語・数学) ・調査対象学年の児童生徒に対して、前年度までに、授業において、児童生徒自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動を取り入れた学校の割合の増加	・地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワークの構築事業(CORE/ハイスクール・ネットワーク構想) ・マイスター・ハイスクール事業(次世代地域産業人材育成刷新事業) ・教育課程の基準の改善 ・新学習指導要領の着実な実施に向けた取組の推進 ・学習指導要領等の編集改訂等 ・学力向上のための基盤づくりに関する調査研究 ・学校における放射線に関する教育の支援 ・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究 ・WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業 ・教科書の検定調査発行供給等 ・産業教育総合推進事業 ・スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール ・補習等のための指導員等派遣事業 ・産業教育設備費補助 ・教育課程研究センター ・新時代に対応した高等学校改革推進事業	各学校での多様な教育活動の実践を進めることや、カリキュラム・マネジメントの改善の取組を示すこと等を通じて、各学校において学習指導要領の趣旨を踏まえた取組が充実することにつながる。 また、学習指導要領等の教育課程の基準によらない特別の教育課程の編成・実施を認める研究開発学校等における、新しい教育課程、指導方法等の研究開発の実施等により、その成果を蓄積し、教育課程の基準の改善等に生かす。
○幼児教育の質の向上	幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所の教育・保育全体における小学校との接続状況(ステップ0～4)の改善	1	3	幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所の教育・保育全体における小学校との接続状況(ステップ0～4)について、ステップ3・4と回答した自治体数の割合の前回調査値増 ※ステップ0:連携の予定・計画がまだない ステップ1:連携・接続に着手したが、まだ検討中である ステップ2:年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない ステップ3:授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている ステップ4:接続を見通して編成・充実された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている	幼保小の架け橋プログラムの推進	モデル地域における幼保小接続期のカリキュラム開発・実践や幼児教育に関する調査研究の成果の普及、国及び都道府県における幼児教育に関する専門的な研究協議の実施等により、それらが各自自治体において幼児期及び幼保小接続期の教育に取り組む際の参考となり、当該教育の理解が深まることで、各自自治体における当該教育の質の向上が図られる。
○高等学校教育改革	地域、高等教育機関、行政機関等とも連携した各高等学校の特色化・魅力化を促進し、生徒の学習意欲を喚起	1	4	・公立の高等学校におけるスクールミッション・スクールポリシーを高校教育改革に活用している都道府県数の増加 ・高等学校に関係機関等との連絡調整を行うコーディネーターを配置する都道府県・指定都市の増加 ・普通科以外の普通教育を主とする学科を設置又は設置を計画している高等学校数の増加 ・高校生の授業外学修時間の充実	・学校教育法施行規則第百三条の二各号 ・新時代に対応した高等学校改革推進事業 ・高校ポータルサイト事業	・各高校が目指す資質・能力を明確化させるため、社会的役割(スクールミッション)を再定義し、高等学校教育の入学選抜時から卒業時までの教育活動を一貫した体系的なものに再構築するとともに、教育活動の継続性を担保するために三つの方針(スクールポリシー)を策定することで、各高等学校の特色化・魅力化の実現につながる。 さらに、新時代に対応した高等学校改革推進事業とポータルサイトにより、実現に向けた支援や情報提供等を行うことで、特色化・魅力化の後押しを行う。
○全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用	全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより、学校における個々の児童生徒への教育指導の改善・充実等に役立てることなどを通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。	1	5	全国学力・学習状況調査の結果を分析し、具体的な教育指導の改善に活用した学校の割合の増加	全国学力・学習状況調査の実施	毎年度全国学力・学習状況調査を実施し、その結果を把握・分析し、具体的な教育指導の改善に活用することで、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
○大学入学者選抜改革	「大学入学共通テスト」の実施や個別大学の入学者選抜の改革等を通じ、入学志願者の思考力・判断力・表現力等を適切に評価するなど、大学入学者選抜が学力の3要素の多面的・総合的な評価へと改善される。	1	6	大学入学者選抜における学力の3要素の多面的・総合的な評価への改善の進捗状況	・大学入学者選抜協議会 ・大学入学者選抜実施要項 ・大学入学者選抜指針(追補) ・大学入学者選抜の実態の把握及び分析等に関する調査研究 ・大学入学者選抜における好事例選定委員会	教学マネジメント指針(追補)、好事例集の周知により、入学志願者の思考力・判断力・表現力等を適切に評価するなどの学力の3要素の多面的・総合的な評価への改善を各大学に促す。 (実態を把握した上で、他大学の模範となる好事例を選定し公表する。また、協議すべき課題については、選抜協議会において議論した上で、実施要項に反映し、各大学に周知する。)
○学修者本位の教育の推進	各大学における「学修者本位の教育」の実現に向けた取組を進展させる。	1	7	・4学期制を採用する大学の割合の増加 ・課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学の割合の増加 ・教育研究活動等の改善等の観点から、就職先等の進路先から卒業生の評価を聞く機会を設けている大学の割合の増加 ・大学生の授業外学修時間の充実 ・大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設(PBLの実施)を行う大学の割合の増加 ・大学間連携に取り組む大学数の増加	・教学マネジメント指針 ・大学改革状況調査 ・知識集約型社会を支える人材育成事業 ・地域活性化人材育成事業～SPARC～ ・地域連携プラットフォーム ・大学等連携推進法人制度	教学マネジメント指針の周知や調査の実施・公表を通じた啓発、各種事業を通じた大学教育改革の取組の普及展開を通じて、各大学における「学修者本位の教育」の実現に向けた各種取組を促進し、達成目標の達成に貢献する。

<p>○文理横断・文理融合教育の推進</p>	<p>・高校普通科改革等による文理横断的・探究的な教育の全国的取組推進 ・高等教育段階において、幅広い教養と深い専門性を持った人材育成に向けた大学教育改革や文理横断、文理融合教育を進展させる。</p>	<p>1</p>	<p>8 ・普通科以外の普通教育を主とする学科を設置又は設置を計画している高等学校数の増加(再掲) ・幅広い教養や問題発見・解決能力等の育成などの先進的な取組や国際的な教育環境の整備を行う拠点校の増加(再掲) ・産業界と連携した取組を行う学校数の増加(再掲) ・主専攻・副専攻を導入する大学の割合の増加 ・大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設(PBLの実施)を行う大学の割合の増加</p>	<p>・新時代に対応した高等学校改革推進事業 ・WWLコンソーシアム構築支援事業 ・スーパーサイエンスハイスクール支援事業 ・マスター・ハイスクール事業 ・高校ポータルサイト事業 ・地域活性化人材育成事業～SPARC～ ・知識集約型社会を支える人材育成事業</p>	<p>・文理横断的な学びのカリキュラム開発を行うことにより、文理両方を学べる環境を推進する。 ・学際的、複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の特色、魅力ある学びに重点的に取り組む学科などの設置を推進することで、普通科以外の普通教育を主とする学科を設置又は設置を計画する高等学校数の増加につなげる。 ・文理横断的なカリキュラムや新学科設置の成功事例を横展開することで、全国的な取組を推進していく。 ・各事業により、大学における幅広い教養と深い専門性を持った人材育成に向けた大学教育改革や文理横断・文理融合教育の取組を支援し、その成果等を情報発信することにより、大学全体における取組の普及を促進し、達成目標の達成に貢献する。</p>
<p>○キャリア教育・職業教育の充実</p>	<p>・特色ある教育内容を展開する専門高校の取組と成果の普及 ・学習指導要領等を踏まえ、キャリア教育を充実させ、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることができるようにする。 ・これからの時代に求められる成長産業や地域産業を担う専門職業人を育成 ・大学等における実践的・専門的教育の実施を促進するため、社会人や企業等のニーズに応じて大学等が行う実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が認定する「職業実践力育成プログラム」(BP)の積極的周知を図り、認定課程数を500課程以上に増加する。 ・専修学校における実践的な職業教育を推進し、より質の高い職業人材を育成するため、「職業実践専門課程」(※)の認定校数を、5年間で全専門学校の45%まで増加させる。 ※専修学校における実践的な職業教育を推進するため、企業等と連携した実践的で質の高い職業教育を行う課程に対して文部科学大臣が認定する制度</p>	<p>1</p>	<p>9 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加 ・職場見学(小学校)・職業体験(中学校)・就業体験活動(高等学校)の実施の割合の増加 ・産業界と連携した取組を行う学校数の増加 ・専門職大学、専門職大学院の修了者数の増加 ・専門職大学、専門職大学院で提供される教育プログラム数の増加 ・職業実践力育成プログラム(BP)の認定課程数の増加 ・職業実践専門課程の認定校数の増加 ・専門学校において企業等と連携した教員研修の実施割合</p>	<p>・将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業 ・マスター・ハイスクール事業 ・実態調査の実施及び当該調査結果を基に、専門職大学・専門職大学院の基礎情報を周知・普及 ・説明会の開催やパンフレットの作成等の広報活動を実施 ・令和5年度先導的の大学改革推進委託事業における「専門職大学院におけるリカレント教育・リスキリングの現状・課題に関する調査研究」の実施及び当該調査結果の周知・普及 ・大学等向け説明会の実施や、パンフレット等を活用した、BPIに関する積極的周知・広報活動 ・専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議において、「職業実践専門課程の認定校数の増加に資する議論を審議」 ・「職業実践専門課程を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業(教職員研修プログラムの開発等)</p>	<p>・事業を通して、起業体験活動のモデルを構築したり、キャリア教育の好事例を周知したりすること等で、学校教育におけるキャリア教育の充実を図る。 ・産業界と一体となって職業人材育成の取組を行う専門高校を「マスター・ハイスクール」として指定することで、産業界と連携した取組を行う学校数の増加につなげる。 ・達成手段に記載した取組の実施により、専門職大学や専門職大学院への認知や興味、関心、理解を高め、目標である専門職業人の養成の推進を図る。 ・BP認定制度の認知度向上や認定のメリットを周知することで、大学等の申請に対するモチベーションを高め、申請数・認定数の増加に繋がる。 ・「職業実践専門課程」を通じた情報公開の促進や教職員研修の開発等を行うことにより、専修学校全体の質保証・向上に繋がる。</p>
<p>○学校段階間・学校と社会の接続の推進</p>	<p>・小中一貫教育及び中高一貫教育の推進を図る。 ・専修学校による地域産業中核的人材養成事業(専門学校と高等学校の有機連携プログラムの開発・実証)における取組拠点と連携している高校の数を、令和8年度(事業終了年度)までに、90校まで増加させる。 また、様々な事情を持つ生徒を含む多くの中学生が、高等専修学校を進路の一つとして選択できるよう、認知度向上に努める。</p>	<p>1</p>	<p>10 ・小中一貫教育校、中高一貫教育校の設置状況 ・専修学校による地域産業中核的人材養成事業(専門学校と高等学校の有機連携プログラムの開発・実証)における取組拠点と連携している高校の数 ・中学校関係者等に対して全国的に周知する回数</p>	<p>・学校基本調査において、小中一貫教育校の設置状況を把握するとともに、各学校の特色等を周知する。 ・高等学校教育の改善に関する推進状況調査において、中高一貫教育校の設置状況を把握するとともに、各学校の特色等を周知する。 ・専修学校による地域産業中核的人材養成事業(専門学校と高等学校の有機連携プログラムの開発・実証) ・中学校関係者等が集まる各種会議における積極的周知</p>	<p>・小中一貫教育校の特色等を周知することにより、各市町村教育委員会において域内の学校教育の充実および小学校・中学校段階間の連携の推進を図ることにつながる。 ・高等学校教育の改善に関する推進状況調査において、中高一貫教育校の特色等を周知することにより、各都道府県教育委員会等において域内の学校教育の充実および中学校・高等学校間の連携の推進を図ることにつながる。 ・専修学校による地域産業中核的人材養成事業(専門学校と高等学校の有機連携プログラムの開発・実証)は、高校と専門学校が連携し、高校入学から専門学校の卒業・就職までを見据えた一貫的教育プログラムのモデル開発を行う事業である。事業においては高校と専門学校の連携は不可欠であり、多種多様な高校との連携実績の蓄積に取組んでいることから、連携高校数の増加につながる。 ・高等専修学校への進学を検討する生徒に対しては、中学校の進路指導においてその選択肢があることを認知してもらうことが重要である。 ・中学校の管理職等の理解を得るための周知は、生徒の高等専修学校への進学の選択肢を広げることにつながるものである。</p>

目標2 豊かな心の育成						
○子供の権利利益の擁護	子供の権利利益の擁護を図り、その最善の利益を実現する。	2	1	子ども基本法の周知状況(子ども家庭庁とも連携)	教育振興基本計画や子ども基本法、児童の権利に関する条約の周知	子供の権利利益の擁護については児童の権利に関する条約や子ども基本法に規定されていることから、それらの趣旨の周知を行うことが、子供の権利利益の擁護につながり、子供の最善の利益の実現に資する。
○主観的ウェルビーイングの向上	教育活動全体を通じて、子供たちのウェルビーイングの向上を図る。	2	2	・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加 ・普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある児童生徒の割合の増加 ・友達関係に満足している児童生徒の割合の増加 ・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加	教育活動全体(例) ・道徳教育の抜本的改善・充実 ・体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト ・(独)国立青少年教育振興機構運営費交付金 ・学校・教育委員会等の理解を深めるため、生徒指導担当者向けの研修会等において、生徒指導提要改訂の背景や発達支持的生徒指導の考え方の説明を行う。	子供たちのウェルビーイングの向上は、なにか一つの事柄によってなされるものではなく、様々な教育活動全体を通じて成し遂げられるものであるため、子供たちのウェルビーイングの向上を一つの大きな視点として掲げながら教育活動を実施することで、目標の達成を目指す。
○道徳教育の推進	自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者とよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要した道徳教育を推進する。	2	3	・道徳の授業において自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる割合の増加 ・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加 ・人が困っているときは進んで助けている児童生徒の割合の増加	道徳教育の抜本的改善・充実	各自治体での各種研修等の充実や、地域の特色を生かした取組の実践等の取組を支援するとともに、全国の優れた実践事例の共有等の取組を充実することで、道徳教育の一層の推進を図る。
○いじめ等への対応、人権教育の推進	いじめ防止対策推進法等に基づいて、いじめの積極的な認知、組織的対応の徹底、重大事態調査の適切な運用を図る等のいじめ防止対策を講じ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう取り組む。学校における人権教育の在り方等について、最近の動向等を踏まえた参考資料の作成・周知や調査研究の実施・成果の普及等により、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実を推進する。	2	4	・認知したいじめのうち、解消している者の割合の増加 ・解消に向けて取組中のもものうち、いじめを認知してから3か月以上経過している者の割合の減少 ・自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童生徒の割合の増加 ・人が困っているときは進んで助けていると考える児童生徒の割合の増加	・「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」や各種行政説明を通じていじめ防止対策推進法等の周知徹底を図る。 ・学習指導要領に基づいた道徳教育や人権教育を通じて、児童生徒の規範意識や他者を尊重する態度、正義感、責任感等を育む。 ・いじめ重大事態については、文部科学省に報告を求め、子ども家庭庁とも共有しつつ、各学校等において適切な調査の実施が図られるよう必要な助言や支援を行うとともに、重大事態の調査結果を分析することで、いじめの未然防止や重大事態調査の運用改善を図る。 ・SCやSSW等を活用した教育相談体制の充実や学校のみでは対応しきれないいじめ事案等について警察を始めとする関係機関との連携を推進する。 ・人権教育開発事業	・各学校・学校設置者へのいじめ防止対策推進法の普及啓発や学校におけるいじめの防止に資する教育の推進、SC・SSWの配置充実等による教育相談体制の整備、警察等の関係機関との連携などによるいじめの未然防止、早期発見・対応に取り組むとともに、いじめの重大事態について適切な運用を図ることで、いじめの防止等の強化を図る。 ・人権教育開発事業により、地域や学校を指定して実践的な研究を行うとともに、国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行い、人権教育の一層の推進を図る。
○発達支持的生徒指導の推進	新たに改訂した生徒指導提要を踏まえ、生徒指導の実践に当たっては、課題予防、早期対応といった課題対応の側面のみならず、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させていくことを尊重し、学校・教職員がいかにそれを支えるかという発達支持的生徒指導の側面に重点を置いた働きかけを進める。	2	5	・自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童生徒の割合の増加 ・困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加 ・人が困っているときは進んで助けていると考える児童生徒の割合の増加 ・先生は自分のいいところを認めてくれると思う児童生徒の割合の増加	学校・教育委員会等の理解を深めるため、生徒指導担当者向けの研修会等において、生徒指導提要改訂の背景や発達支持的生徒指導の考え方の説明を行う。	学校・教育委員会の発達支持的生徒指導に対する理解を深め、各学校において発達支持的生徒指導の考え方に基いた生徒指導を実践することにより、生徒指導の目指す児童生徒の自己指導能力の獲得につながる。
○児童生徒の自殺対策の推進	すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう全国の教育委員会等に周知し、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育を推進するとともに、1人1台端末を活用し、自殺リスクの早期把握や適切な支援につなげるため、システムの活用方法を周知し、全国の学校での実施を目指すなど児童生徒の自殺予防に向けた取組を推進する。	2	A	・1年当たりの児童生徒の自殺者数の減少 ・困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加	・「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」や各種行政説明を通じて「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の実施について働きかけを行う。 ・自殺対策強化月間や自殺予防週間、学校の長期休業に合わせて、通知を发出し、悩みや困難を抱えた児童生徒の早期発見には1人1台端末の活用が有効であることや、無償・有償で活用できるシステムの一覧及びその活用方法を周知し、学校現場での取組を推進する。	全国の学校において、「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の実施や、1人1台端末を活用した児童生徒の悩みや困難等の早期発見・早期対応の取組が強化されることにより、児童生徒が1人で抱え込むことの予防につながり、自殺者数の減少にもつながる。
○生命(いのち)の安全教育の推進	学校等における「生命(いのち)の安全教育」の全国展開を推進し、小・中学校における実施率を90%まで増加させる。	2	6	小・中学校における性犯罪・性暴力防止のための教育の実施率の増加	生命(いのち)の安全教育推進事業	本事業では、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、「生命(いのち)の安全教育」の教材及び指導の手引き等を活用して、実践校において地域や学校等の実態に応じて指導モデルを作成し、他の学校等への普及・展開を図ることとしているため、事業実施により、「生命(いのち)の安全教育」の学校現場での実践を後押しし、小・中学校における性犯罪・性暴力防止のための教育の実施率の増加につながることが見込まれる。
○体験活動・交流活動の充実	青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組むとともに、指導者の資質の向上や青少年教育施設の効果的な利活用に取り組む。また、異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動の充実を図る。	2	7	公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合の増加	・体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト ・(独)国立青少年教育振興機構運営費交付金	青少年自立支援プロジェクトでは、体験活動への理解を深めるための普及啓発や体験活動の推進に取り組む地域や企業と教育機関の連携促進のための体制構築等を行っている。また、国立青少年教育振興機構では、体験活動の質を向上するための指導者の養成や体験活動を応援するための子どもゆめ基金の助成などを行っている。これらを通じて、体験活動の機会の充実を図ることで目標達成に貢献する。
○読書活動の充実	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画等に基づき、公立図書館と学校の連携をはじめとした各機関の連携とともに、司書教諭の養成や学校図書館の整備充実、多様な子供の読書機会の確保、子供の読書活動の重要性などに関する普及啓発、電子書籍の活用やデジタル社会に対応した読書環境の整備を促す。	2	8	子供の不読率(1か月に1冊も本を読まなかった子供の割合)の減少	読書活動総合推進事業	読書習慣のない生徒を対象とした読書への関心を高める多様な取組や、子供の読書を支える司書教諭の養成を通して、読書に興味を持つ子供の増加、司書教諭の認定者数の増加等を図ることで、目標達成に貢献する。
○伝統や文化等に関する教育の推進	我が国や郷土の伝統や文化についての理解を深めるとともに、文化芸術教育の改善や体験機会を確保する取組、武道の振興、宗教に関する教育の推進を図る。	2	9	・過去に、文化芸術の鑑賞・体験機会がない子供たちが、学校等での鑑賞・体験事業を通じて、文化芸術への興味関心を持った割合の増加 ・武道は「楽しい」と回答する児童生徒の割合の増加	・文化芸術による子供育成推進事業 ・伝統文化親子教室事業 ・劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業 ・学習指導要領の着実な実施に向けた取組の推進	事業の実施を通じ、芸術教育の推進や子供たちが一流の芸術、地域の伝統や文化に触れる機会の確保に貢献する。また、我が国の伝統や文化に関する内容が充実され、かつ児童生徒の発達段階に応じた武道や宗教の多様性について記載のある学習指導要領の着実な実施を通して、武道や宗教に関する教育の推進に資する。
○青少年の健全育成	青少年に対し、インターネット上の危険性や、それへの対応方法等について啓発活動を実施し、家庭におけるインターネット利用に係るルールを作っている割合を向上させ、青少年を有害環境から守る。	2	10	インターネットの使い方について家庭のルールを定めている割合の増加	青少年を取り巻く有害環境対策の推進	フィルタリングの活用や家庭におけるルール作りを含めたインターネット等の適切な使用についてやインターネット依存を中心とした各種の依存症等の理解・予防について、保護者と青少年への啓発等を推進することにより、家庭におけるインターネット利用に係るルールを作っている割合を向上させる等の効果が期待され、青少年を有害環境から守ることに繋がる。
○文化芸術による子供の豊かな心の育成	・劇場や美術館に行ってもう一度文化芸術を見たり、聞いたりしたいと考える子供について高い水準(80%以上)に維持すること。 ・自分で楽器を弾いたり、歌ったり、絵を描いたり、演じたり、踊ったりしてみたいと考える子供について高い水準(75%)を維持すること。	2	11	過去に、文化芸術の鑑賞・体験機会がない子供たちが、学校等での鑑賞・体験事業を通じて、文化芸術への興味関心を持った割合の増加	・文化芸術による子供育成推進事業 ・伝統文化親子教室事業 ・劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業	未来を担う子供たちに優れた文化芸術体験機会を提供することによって、豊かな人間性の涵養を図るとともに、将来の文化芸術の担い手や観客育成等に資する。

目標3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

<p>○学校保健、学校給食・食育の充実</p>	<p>・子供たちが生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成するため、各学校における保健教育が充実されることを目指すとともに、複雑化・多様化する子供たちの現代的な健康課題に対応するため、各学校における学校保健活動が充実されることを目指す。 ・学校給食における地場産物・国産食材の活用の推進に向けて、「学校給食における地場産物・国産食材を使用する割合(金額ベース)」について、対令和元年度比で維持・向上した都道府県の割合を令和7年度までに90%以上とする。 ・栄養教諭による指導の充実に向けて、「栄養教諭による地場産物にかかる食に関する指導の平均取組回数」を令和7年度までに12回以上とする。</p>	<p>3</p>	<p>1</p> <p>・小・中・高等学校等における学校保健委員会の設置率 ・学校給食において地場産物・国産食材を使用する割合 ・栄養教諭による地場産物にかかる食に関する指導の平均取組回数</p>	<p>・全国学校保健・安全研究大会、学校保健全国連絡協議会(健康教育関係調査費) ・学校保健推進体制支援事業 ・養護教諭の業務のあり方に関する調査研究事業 ・がん教育等外部講師連携支援事業 ・児童生徒の近視実態調査事業 ・脊柱側弯症検診に関する調査研究事業 ・学校健康診断情報のPHRへの活用に関する調査研究事業 ・日本学校保健会補助 ・健康教育指導者養成研修(NITS)(P) ・学校給食・食育総合推進事業 ・全国学校給食研究協議会 ・全国学校栄養教諭・学校栄養職員研究大会</p>	<p>・学校保健に関する各地域・学校の取組の成果を普及するとともに、各分野・課題に対する調査研究や参考資料の作成・周知を行うことや、学校保健の中心的な役割を担う養護教諭の業務支援体制を強化すること等を通じて、各学校における保健教育や学校保健活動の充実等に寄与する。 ・研究大会等において、栄養教諭や教育委員会関係者の理解を深めるとともに、事業において、学校給食に地場産物等を活用する際に必要となる経費を支援することによって、地場産物等の使用割合や栄養教諭による指導回数の増に繋げる。</p>
<p>○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化</p>	<p>・学校における指導や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の継続的な推進等を通じ、朝食を欠食する児童生徒数を前年度より減少させるとともに、毎日、同じくらいの時刻に寝ている・起きている児童生徒の割合を前年度より増加させるなど子供の基本的な生活習慣の確立につなげる。 ・幼児期からの運動遊びや、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず共に学ぶ体育活動やアスリートとの交流活動を通じて、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供を増加させ(目標:1週間の総運動時間(体育授業を除く。)が60分未満の児童の割合 児童6%以下、生徒6.5%以下(R8))、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力の育成を図る(目標:卒業後にも運動やスポーツをしたいと「思う」「やや思う」割合 児童90%以上、生徒90%以上(R8))。</p>	<p>3</p>	<p>2</p> <p>・朝食を欠食する児童生徒の割合の減少 ・毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合の増加 ・1週間の総運動時間(体育授業を除く。)が60分未満の児童生徒の割合の減少 ・卒業後にもスポーツをしたいと「思う」「やや思う」児童生徒の割合の増加</p>	<p>・地域における家庭教育支援基盤構築事業 家庭教育支援推進事業 ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・生涯スポーツ振興事業 ・令和の日本型学校体育構築支援事業 ・幼児期からの運動習慣形成プロジェクト</p>	<p>・家庭教育支援の推進等により、子供の生活習慣や自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割を担う家庭教育に対する支援を行うことで、子供の基本的な生活習慣の確立を図り、目標達成に貢献する。 ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、国が全国的な子供の体力の状況を把握・分析することで、国・各教育委員会における子供の体力向上に係る施策の成果と課題を検証しその改善を図るとともに、各学校での体育・健康等に関する指導などの改善に役立てる。 ・令和の日本型学校体育構築支援事業では、一人一台端末を活用した授業モデルの研究、通常学級の体育授業において障害のある児童生徒が共に学べる学習プログラムの開発、我が国の伝統文化である多様な武道種目の指導の充実、体育活動中の事故防止のための調査研究などを行うことで、全ての子供たちに個別最適な学びと協働的な学びを実現する体育授業の改善を図る。</p>
<p>○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実</p>	<p>・地域の実情に応じながら、運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進め子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保する。 ・総合型地域スポーツクラブの充実やスポーツ少年団の体制強化等も推進することで、地域において子供のニーズに応じた多種多様なスポーツを安全・安心に実施できる環境を構築する</p>	<p>3</p>	<p>3</p> <p>・総合型地域スポーツクラブ登録・認証数 ・地域連携や地域移行に係る方針策定のための協議会を実施した自治体数 ・地域連携や地域移行の方針を策定した自治体数 ・休日の運動部活動の地域連携・地域移行に関する取組を開始した市区町村数の割合</p>	<p>・中学校における部活動指導員の配置支援事業 ・地域スポーツクラブ活動体制整備事業(令和5年度予算) ・地域スポーツクラブ活動体制整備事業(令和4年度第二次補正予算) ・JSP補助(地域のスポーツ環境基盤強化) ・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの策定・公表</p>	<p>「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備等について、国の考え方を提示している。 これらを踏まえ、地域スポーツクラブ活動体制整備事業(令和4年度第二次補正予算)では、自治体における部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に向けた体制の構築を推進する。 そして、地域スポーツクラブ活動体制整備事業(令和5年度予算)では、部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業を実施し、国において事業成果を広く普及すること、全国的な取組を推進する。 さらに、中学校における部活動指導員の配置支援事業では、各自治体における部活動指導員配置に係る経費を補助することで、直ちに地域移行に向けた体制整備を行うことが困難な場合における、部活動の地域連携に係る取組を支援する。 加えて、地域のスポーツ環境基盤強化では、総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度や、運動部活動の地域移行等に対する地域への活動支援方策等の実施に向けた取組等を行う。</p>
<p>○アスリートの発掘・育成支援</p>	<p>より多くの優れた能力を有するアスリートを発掘し、育成・強化につなげていくため、地方公共団体や競技団体等の取組の有機的な連携が図られるよう、中央競技団体におけるアスリート育成パスウェイの構築等を支援する。こうした取組を通じ、過去最多(オリンピック競技180人、パラリンピック競技209人)のメダルポテンシャルアスリートを目指す。</p>	<p>3</p>	<p>4</p> <p>オリンピック・パラリンピック競技におけるメダルポテンシャルアスリート数(MPA数)</p>	<p>独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な経費</p>	<p>独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な経費</p>
<p>○体育・スポーツ施設の整備充実</p>	<p>地域のスポーツ施設の整備を促進することで、地域において誰もがスポーツを行いやすくなる。あわせて、学校体育施設や民間スポーツ施設等の有効活用を推進し、地域の実情に応じた身近なスポーツの場づくりを実現する。 (目標①:まちづくりや地方活性化の優れた拠点として選定されたスタジアム・アリーナ数 20拠点(R7)) (目標②:学校体育施設開放頻度(年間を通じて平日に開放を行う学校の割合)の増加)</p>	<p>3</p>	<p>5</p> <p>・まちづくりや地方活性化の優れた拠点として選定されたスタジアム・アリーナ数 ・学校体育施設開放頻度 ・学校体育施設開放頻度</p>	<p>・体育・スポーツ施設に関する調査研究 ・地域において誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業 ・学校施設環境改善交付金 ・スポーツ産業の成長促進環境事業(スタジアムアリーナ改革推進事業)</p>	<p>体育・スポーツ施設の現況を把握することによって、地域のスポーツ施設の量的・質的な充実を図るための支援を行うことができる。スポーツ施設の整備に関する支援を行うことで量的な充実を図るとともに、「地域において誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業」において、学校体育施設や民間スポーツ施設の有効活用に関するモデル事業を構築している。そして、これらの取組をセミナー等で地方公共団体に普及啓発を図り、地域スポーツ環境の実現に取り組んでいる。</p>
<p>○スポーツ実施者の安全・安心の確保</p>	<p>・日本スポーツ協会(JSPO)の認定する公認スポーツ指導者資格保有者の増加に関する取組を支援し、スポーツの価値を脅かす暴力・ハラスメント等を行わず、アスリート等の人的成長を促すことのできるスポーツ指導者を養成する。 ・居住地域にかかわらず、全国のアスリートが、スポーツ外傷・疾病・障害を予防し、健康を維持しながら安全に競技を継続できるよう、スポーツ医・科学サポートを受けられる環境を整備する。 ・災害共済給付業務等から得られる学校体育活動中の死亡事故等の情報提供や事故防止に関する研修等を引き続き推進することで、災害共済給付の対象となる体育活動中の障害・死亡件数を継続的に減少させる。(目標:150件(R10))</p>	<p>3</p>	<p>6</p> <p>・公認スポーツ指導者資格保有者数 ・小・中・高等学校における体育活動中の障害・死亡の災害共済給付件数</p>	<p>・日本スポーツ協会補助 ・スポーツ・インテグリティ推進事業 ・令和の日本型学校体育構築支援事業</p>	<p>JSPOでは、スポーツの価値や未来への責任を自覚し、暴力等の反倫理的行為を排除した指導を行うことのできる公認スポーツ指導者の育成を目指している。その取組の一つとして、指導者に求められる技術や知識のみではなく、思考・態度・行動等の「人間力」を確実に習得するために必要な内容を提示した「モデルコアカリキュラム」をスポーツ庁と連携して作成し、このカリキュラムに基づいた指導者の養成を行っている。このようなJSPOの取組を支援することで、達成目標に掲げるような国の求める資質を持つ指導者の育成に貢献することができる。 令和の日本型学校体育構築支援事業では、全国の教育委員会、学校、大学、スポーツ関係団体等の関係者に対して、安全で効果的な体育活動を実施するために、体育活動中の重大な事故事例や情報、再発防止のための留意すべき点、防止方策等について把握・分析・研究を行い、課題に対応する取組を推進する。</p>
<p>○スポーツを通じた健康増進</p>	<p>性別・年齢等に応じたスポーツ実施の普及や啓発やスポーツの習慣化促進等を通じて、国民の誰もがスポーツに親しむ環境を整備し、スポーツを通じた国民の心身の健康増進と健康長寿社会の実現を目指す。 (目標①:20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率70%、20歳以上の年1回以上スポーツを実施する割合を100%に近づける(R8)) (目標②:1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合の増加(R8))</p>	<p>3</p>	<p>7</p> <p>・20歳以上の週1回以上及び年1回以上のスポーツ実施率 ・1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合</p>	<p>・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業)</p>	<p>Sport in Life推進プロジェクトでは、スポーツが生涯を通じて人々の生活の一部となることで、一人一人の人生や社会が豊かになることを目指しており、民間企業、スポーツ団体、地方公共団体等で構成されるSport in Lifeコンソーシアム設置による情報・資源のプラットフォーム化や、スポーツ実施の促進に資する取組モデルの創出、優れた取組への表彰(アワード)、従業員が行うスポーツ活動の支援や促進に向けた取組の実施している団体に対する「スポーツ・ウェルカム」の認定、総合研究事業などの取組を推進し、加えて、運動・スポーツ習慣化促進事業では、地方公共団体において、スポーツ主幹課と教育・福祉主管課等で連携し、地域のスポーツ団体や、医療機関・福祉施設等の関係者の連携体制を構築の上、安全かつ効果的な住民のスポーツ実施を促進する取組を支援し、こうしたスポーツ実施率の向上に向けた取り組みを通じて心身の健康増進、健康長寿社会の実現に努めている。 そのほか、我が国のスポーツの振興を担う日本スポーツ協会への補助を通じ、スポーツの振興を図るとともに、生涯スポーツ振興事業において、誰もが生涯を通じてスポーツに親しめる社会の実現に努めている。</p>
<p>○スポーツを通じた共生社会の実現・障害者スポーツの振興</p>	<p>東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとしても、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず、「する」「みる」「さえる」スポーツの価値を享受できるよう、様々な立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しむ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、スポーツを通じた共生社会の実現・障害者スポーツの振興を図る。 (目標①:障害者の週1回以上のスポーツ実施率 40%程度(若年層は50%程度)、障害者の年1回以上のスポーツ実施率(目標:70%程度(若年層は80%程度)(R8)) (目標②:障害者スポーツを体験したことのある者の割合の増加(R8))</p>	<p>3</p>	<p>8</p> <p>・障害者の週1回以上及び年1回以上のスポーツ実施率 ・障害者スポーツを体験したことのある者の割合</p>	<p>・Sport in Life推進プロジェクト ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・日本スポーツ協会補助 ・日本パラスポーツ協会補助 ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・障害者スポーツ推進プロジェクト</p>	<p>障害者スポーツ推進プロジェクトでは、障害のある方とない方がともにスポーツをするユニバーサル、インクルーシブなスポーツ環境を整備することが必要との観点から、障害者スポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出や特別支援学校等における運動部活動の地域連携・地域移行の支援に取り組んでいる。日本パラスポーツ協会補助では、地域における障害者スポーツの振興体制の整備や障害者スポーツ指導員の育成及び活用等により障害者スポーツの普及拡大を図っている。全国障害者スポーツ大会開催事業では、障害者がスポーツの楽しさを体験する機会を提供するとともにボランティアや観戦する方に障害者スポーツに対する理解の促進を図っている。 また、Sport in Life推進プロジェクトや運動・スポーツ習慣化促進事業において、障害者をターゲットとしたモデルの創出等に取り組む、障害のある方とない方が一体となった運動・スポーツ実施の取組を行っている。</p>

目標4 グローバル社会における人材育成

<p>○日本人学生・生徒の海外留学の推進</p>	<p>・グローバル社会における人材育成のために、高等学校段階からの海外経験・留学支援に係る取組を促進し、日本人高校生の海外留学生数を2033年までに12万人にする。 ・海外の大学等に学位を取得する長期留学を引き続き推進していくとともに、大学間交流協定等に基づく中短期留学を推進し、日本人学生の海外派遣の拡大を促進する。</p>	<p>4</p>	<p>1</p>	<p>・日本人高校生の海外留学生数(2033年までに12万人にする) ・日本人大学生の海外留学生数(2033年までに38万人を目指し増加させる)</p>	<p>・社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業(国費高校生留学促進事業、国際交流・留学環境整備事業、異文化理解ステップアップ事業) ・アジア高校生架け橋プロジェクト+等(参考)トビタテ!留学JAPAN第2ステージ新・日本代表プログラム ・独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金に必要な経費 ・留学生の受入・派遣体制の改善充実等 ・大学等の海外留学支援制度(参考) ・独立行政法人日本学生支援機構官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ!留学JAPAN新・日本代表プログラム～</p>	<p>・社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業において、短期留学を行った生徒が周囲の生徒へ留学の意義等を伝えること、都道府県が実施する取組に参加することにより日本の高校生の留学意欲を向上させ、留学生数の増加につなげる。 ・アジア高校生架け橋プロジェクト+、異文化理解ステップアップ事業については、当該事業で全国の高校に招聘した留学生が日本の高校生と共に学び合い、国際交流を深めることにより、日本の高校生の留学意欲が向上し、留学生数の増加につなげる。 ・海外に派遣される日本人学生に対して、奨学金を支給すること等により、単位や学位の取得を目指す中長期留学生を中心に日本人の海外留学意欲の増加を推進する。</p>
<p>○外国人留学生の受入れの推進</p>	<p>・関係府省・機関等との連携の下、外国人への日本留学の魅力の発信や、奨学金等の経済的支援、日本国内での国際交流体験、国内就職支援等を通じて、留学生の戦略的な受入れ及び卒業後の定着を促進する。 ・グローバル社会における人材育成のために、外国人生徒の受入れを推進し、高校段階での外国人留学生数を2033年までに2万人にする。</p>	<p>4</p>	<p>2</p>	<p>・大学等に在籍する外国人留学生数(2033年までに38万人を目指し増加させる) ・外国人留学生(国内進学者を除く)の日本国内での就職率(2033年までに6割を目指し増加させる) ・高校段階での外国人留学生数(2033年までに2万人にする)</p>	<p>・国費外国人留学生現地選考試験問題作成委託業務 ・独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金に必要な経費 ・留学生の受入・派遣体制の改善充実等 ・国費外国人留学生制度 ・外国政府派遣留学生の予備教育等留学生受入促進事業 ・日本台湾交流協会 ・日本海外留学拠点連携促進事業 ・大学等の海外留学支援制度 ・留学生就職促進プログラム ・社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業(異文化理解ステップアップ事業) ・アジア高校生架け橋プロジェクト+</p>	<p>・留学生のリクルーティング機能の強化等による戦略的な留学生の獲得や奨学金の効果的な活用を通じ、外国人留学生数の増加を推進するとともに、各大学が地域の自治体や産業界と連携しておこなう就職支援を促進すること等により、外国人留学生の我が国での定着促進を図る。 ・異文化理解ステップアップ事業においては、日本に招致した留学生の満足度を高めることにより、アジア高校生架け橋プロジェクト+においては、日本に招聘した高校生の再来日の意欲を向上させることにより、留学生数の増加や国費留学生などによる日本の大学等への進学につなげる。</p>
<p>○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化</p>	<p>・世界で活躍できるイノベティブなグローバル人材を育成できる教育環境(高等学校)の整備 ・高等教育の国際通用性を高め、世界中から優れた人材が集う教育・環境基盤を整備する。 ・国際バカロレアを導入する高校や大学における国際バカロレア活用の促進に向けて、国際バカロレアに関する国内コンソーシアムを構築し、国際バカロレアの普及啓発を図る。</p>	<p>4</p>	<p>3</p>	<p>・幅広い教養や問題発見・解決能力等の育成などの先進的な取組や国際的な教育環境の整備を行う拠点校の増加 ・我が国の大学における外国人教員比率の増加 ・全学生数に占める留学生比率の増加 ・国際共同学位プログラムの増加 ・JV-campusにおけるオンライン教育コンテンツの提供数の増加 ・高専生の海外派遣数(人)の増加 ・文部科学省が実施する国際バカロレアに関するイベントへの参加者の増加 ・国際バカロレアに関する調査研究等を公表するHPへのアクセス数の増加</p>	<p>・WWLコンソーシアム構築支援事業 ・大学の世界展開力強化事業 ・スーパーグローバル大学創成支援事業 ・独立行政法人国立高等専門学校機構運営費交付金 ・国際バカロレアに関する国内推進体制の整備事業</p>	<p>・高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生の高度な学びを提供する仕組み(ALネットワーク)を形成することで、幅広い教養や問題発見・解決能力等の育成などの先進的な取組や国際的な教育環境の整備を行う拠点校の増加につなげる。 ・大学の世界展開力強化事業及びスーパーグローバル大学創成支援の取組により、世界トップレベルの大学や我が国にとって重要な国・地域の大学との質の保証を伴った大学間連携を推進し、国際通用性のある教育・環境基盤の構築を図る。 ・国立高等専門学校の運営に必要な経費を確保することで、我が国の高専生の海外派遣や外国との交流協定等の締結に取り組み国立高等専門学校の財源を支援し、高等専門学校の国際化を図る。 ・国際バカロレアに関する各種調査研究を行い、その成果を広く周知することや、国内の国際バカロレア関係者のネットワーク構築を行うことで、国内での国際バカロレアの認知度向上につながる。</p>
<p>○外国語教育の充実</p>	<p>・グローバル化が急速に進展する中で、初等中等教育において、国内外の様々な場面で英語によるコミュニケーションを図るための資質・能力を育成する。 ・大学入学者選抜において、「読む・書く・聞く・話す」の4技能に関する総合的な英語力を適切に評価するため、各大学の取組を推進していく。</p>	<p>4</p>	<p>4</p>	<p>・英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加(5年後目標値:6割以上) ・全ての都道府県・政令指定都市において中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合を5年後までに5割以上にすることを旨とする ・特にグローバルに活躍することが期待される層の英語力について、高等学校卒業段階でCEFRのB1レベル相当以上を達成した高校生の割合の増加(5年後目標値:3割以上) ・大学入学者選抜における総合的な英語力の適切な評価の進捗状況</p>	<p>・小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業 ・WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業 ・社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業 ・アジア高校生架け橋プロジェクト+ ・教学マネジメント指針(追補) ・大学入学者選抜の実態の把握及び分析等に関する調査研究 ・大学入学者選抜における好事例選定委員会</p>	<p>・「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」の中で、英語教育実施状況調査等で明らかになっている課題への対応や、指導方法の開発等を支援するほか、教師の英語力・指導力強化のための研修を実施する。また、本事業での取組内容を公表し、成果物の活用を促進することにより、全国的な英語教育の改善・充実を図る。 ・「WWLコンソーシアム構築支援事業」「社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業」「アジア高校生架け橋プロジェクト+」により、生徒が英語に触れる機会がより充実し、英語によるコミュニケーションを図るための資質・能力の育成につながる。 ・教学マネジメント指針(追補)、好事例集の周知により、「読む・書く・聞く・話す」の4技能に関する総合的な英語力を適切に評価するための各大学の取組を推進する。 (実態を把握した上で、他大学の模範となる好事例を選定し公表する。また、協議すべき課題については、選抜協議会において議論した上で、実施要項に反映し、各大学に周知する。)</p>
<p>○国際教育協力と日本型教育の海外展開</p>	<p>・教育の国際化など、日本国内の教育の質的な向上を図る ・親日層の維持・拡大を図る</p>	<p>4</p>	<p>5</p>	<p>・海外に対する教育事業に参加した日本側の教職員・学生・児童・生徒の数の増加 ・EDU-PortニッポンのHPへの日本国内からのアクセス数 ・海外に対する教育事業に参加した相手国側の教職員・学生・児童・生徒の数の増加 ・日本型教育の海外展開プロジェクト活動を通じて、日本や日本人に対する印象が良くなった割合</p>	<p>コロナ禍を踏まえた新たな日本型教育の戦略的海外展開に関する調査研究事業(EDU-Portニッポン2.0)</p>	<p>・本事業を通じて参画機関が他国の教育の良い点を取り入れたり、自身の教育システム・コンテンツ等などの更なる改善を図ることで、教育の国際化など、日本国内の教育の質的な向上に貢献する。 ・本事業における諸外国との教育交流を通じて、親日層の維持・拡大を図る。</p>
<p>○在外教育施設における教育の振興</p>	<p>グローバル社会における人材育成のために、より多くの在外教育施設において、在外教育施設ならではの特色ある教育プログラムが実施される。</p>	<p>4</p>	<p>6</p>	<p>在外教育施設重点支援プランの教育プログラムを受ける児童生徒等数の増加。</p>	<p>海外子女教育推進体制の整備(在外教育施設重点支援プラン)</p>	<p>在外教育施設重点支援プランにおいて、特色ある研究開発による教育の高度化を図り、児童生徒の学びを保障する教育の質の向上や多様化・特色化の推進を図るための優れた教育プログラムの開発支援を行うことで、特色ある教育プログラムの実施促進につなげる。</p>
<p>○芸術家等の文化芸術の担い手の育成</p>	<p><文化芸術推進基本計画(第2期)>(令和5年3月24日閣議決定)計画期間中に取り組むべき重要施策、重点取組5:文化芸術のグローバル展開の加速に基づき、若手芸術家等への実践的な海外研修機会の提供を拡充する。 ・伝統芸能を長期的な視点に立って保存振興し、伝承者を安定的に確保する。</p>	<p>4</p>	<p>7</p>	<p>・新進芸術家海外研修制度に採用後、実際に海外で実践的研修を支援された実績数の増加。 ・歌舞伎、大衆芸能、能楽、文楽の各ジャンルの就業者数における伝統芸能伝承者養成研修事業修了者の割合の増加。</p>	<p>・新進芸術家海外研修制度 ・伝統芸能伝承者養成研修事業(独立行政法人日本芸術文化振興会)</p>	<p>・新進芸術家海外研修制度に採用後、海外で実践的な研修をするには、受入側との調整等が必要であり、採用されたからといって、必ずしも海外研修できるとは限らないため、採用者のうち研修を実現した者の数をもって、若手芸術家等への実践的な海外研修機会の提供とする。 ・独立行政法人日本芸術文化振興会では民間での養成がむつかしく、我が国の伝統芸能を保存するために伝承者を養成する必要がある。歌舞伎、大衆芸能、能楽、文楽等の各分野について、関係団体等との協議の上毎年度実施すべき分野、人数等を定め、計画的に養成を行うことにより、伝承者の安定的な確保を図る。</p>

目標5 イノベーションを担う人材育成

<p>○探究・STEAM教育の充実</p>	<p>・普通科改革や先進的なグローバル・理数系教育、産業界と一体となった実践的な教育等を始めた高等学校改革を通じて、地域、高等教育機関、行政機関等と連携した教育活動を展開 ・生徒の探究力の育成に資する取組を充実・強化するため、先進的な理数系教育を行う高等学校等を支援し、その成果の普及を推進する。また、JSTサイエンスポータルにおけるSTEAM特設ページ(STEAMコンテンツ・人材・イベント情報を一覧できるプラットフォーム)の構築や対話・協働の場等を活用して科学技術コミュニケーションにおけるSTEAM教育機能強化等を図る。</p>	<p>5</p>	<p>1</p>	<p>・普通科以外の普通教育を主とする学科を設置又は設置を計画している高等学校数の増加(再掲) ・幅広い教養や問題発見・解決能力等の育成などの先進的な取組や国際的な教育環境の整備を行う拠点校の増加(再掲) ・SSH出身の卒業生が「SSH指定校在学中に科学技術に対する興味・関心・意欲が向上した」と回答した割合の増加(再掲) ・産業界と連携した取組を行う学校数の増加(再掲) ・SSH出身の卒業生が「SSH指定校在学中に科学技術に対する興味・関心・意欲が向上した」と回答した割合の増加 ・JSTサイエンスポータルのSTEAM特設ページやコンテンツの利用数の増加 ・日本科学未来館の来館者数の増加</p>	<p>・新時代に対応した高等学校改革推進事業 ・WWLコンソーシアム構築支援事業 ・スーパーサイエンスハイスクール支援事業 ・マイスター・ハイスクール事業 ・高校ポータルサイト事業 ・未来共創推進事業</p>	<p>・高度かつ多様なカリキュラム開発を行うことにより、STEAM教育を学べる環境を推進する。 ・学際的、複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の特色、魅力ある学びに重点的に取り組む学科などの設置を推進することで、普通科以外の普通教育を主とする学科を設置又は設置を計画する高等学校数の増加につなげる。 ・STEAM教育に関わるカリキュラムや新学科設置の成功事例を横展開することで、全国的な取組を推進していく。 ・スーパーサイエンスハイスクール支援事業において、先進的な理数系教育を行う高等学校等を支援することで、生徒の探究力の育成に取組を充実・強化等を図ることができる。 ・未来共創推進事業において、探究・STEAM教育に関する情報に誰でも容易にアクセスできるオンラインプラットフォームの構築や、日本科学未来館等の対話協働の場等を活用した取組により、科学技術コミュニケーションにおけるSTEAM教育機能強化等を図ることができる。</p>
<p>○大学院教育改革</p>	<p>・行政・産業界等とも連携しつつ、「3つの方針」※に基づく学位プログラムとしての大学院教育の確立や、優秀な人材の進学促進と修了者の進路確保、キャリアパスの多様化等を実現する。 ・様々なセクターで活躍する高度な博士人材を育成するとともに、機関の枠を越えた産業界等と連携した教育プログラムを構築する。 ※3つの方針…卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学受入れの方針(アドミッション・ポリシー)</p>	<p>5</p>	<p>2</p>	<p>・学部入学数に対する修士入学者の割合の増加 ・修士入学数に対する博士入学者の割合の増加 ・博士課程修了者の就職率の増加 ・博士課程修了者を研究開発者採用した企業のうち、「期待を上回った」「ほぼ期待通り」が占める割合の増加 ・社会で広く活用できる汎用的なスキル(トランスファブルスキル)の教育について、身につけさせるスキルと対応するプログラムが実施されている割合の増加 ・民間企業など教育研究機関以外へのキャリアパス具体化のために企業人を招いた講義やマッチングの場の提供等を実施している割合の増加</p>	<p>・中央教育審議会大学分科会大学院部会 ・卓越大学院プログラム事業 ・人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業 ・成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業 ・大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究</p>	<p>・大学院部会における議論や調査研究による現状データの分析を通じ、大学院教育の改革の方向性を検討し、必要な制度改正や事業の実施によって達成目標の達成に貢献する。 ・各事業を通じて、海外トップ大学や民間企業等の外部機関と連携した教育プログラム構築や、ネットワーク型の教育研究指導・産学連携・キャリア支援体制の構築の取組を支援し、達成目標の達成に貢献する。</p>
<p>○若手研究者・科学技術イノベーションを担う人材育成</p>	<p>博士後期課程学生を含む若手研究者や研究支援人材、女性研究者など、科学技術・イノベーションを担う多様な人材が育成され、活躍できる環境が整備される。</p>	<p>5</p>	<p>3</p>	<p>・生活費相当額(年間180万円以上)を受給する博士後期課程学生数の増加 ・博士課程修了者の就職率の増加 ・博士課程修了者を研究開発者採用した企業のうち、「期待を上回った」「ほぼ期待通り」が占める割合の増加 ・大学における女性研究者の新規採用割合 ・大学教員のうち、教授等(学長、副学長、教授)に占める女性割合</p>	<p>・博士課程学生の処遇向上と研究環境確保 ・卓越研究員事業 ・世界で活躍できる研究者戦略育成事業 ・ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ ・データ関連人材育成プログラム ・リサーチ・アドミニストレーター等のマネジメント人材に係る質保証制度の実施</p>	<p>・「博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保」により生活費相当額を受給する博士課程学生を増加させるとともに、博士課程学生へのキャリアパス支援を行い、博士課程修了者の就職率を向上させ、産業界による理工系博士号取得者の採用者数を増加させる。 ・「世界で活躍できる研究者戦略育成事業」、「データ関連人材育成プログラム」「リサーチ・アドミニストレーター等のマネジメント人材に係る質保証制度の実施」等において産業界を含む多様な分野において研究開発人材に必要とされるスキルや専門性を身につける機会を充実させるとともに、「卓越研究員事業」等により研究機関等と優秀な若手研究者のマッチングを促進し、産業界による理工系博士号取得者の採用者数を増加させる。 ・「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」により研究と出産・育児等のライフイベントとの両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進することで、大学における女性研究者の新規採用割合や教授等に占める女性割合を増加させる。</p>
<p>○高等専門学校の高度化</p>	<p>社会的要請が高い分野における実践的・創造的技術者の養成</p>	<p>5</p>	<p>4</p>	<p>半導体教育等の社会的要請が高い分野における教育カリキュラムの導入学校数の増加</p>	<p>独立行政法人国立高等専門学校機構運営交付金</p>	<p>国立高等専門学校の運営に必要な経費を確保することで、半導体教育等の社会的要請が高い分野における教育カリキュラムの導入に取り組む国立高等専門学校の財源を支援し、実践的・創造的技術者の養成を図る。</p>
<p>○大学・専門学校等における専門人材育成</p>	<p>・これからの時代に求められる成長産業や地域産業を担う専門職業人を育成 ・医療人材養成の中核的機関である大学・附属病院における高度先進医療や地域医療などの課題や社会的ニーズを踏まえた教育研究拠点等の形成を支援し、質の高い医療人材の養成機能を強化する。</p>	<p>5</p>	<p>5</p>	<p>・専門職大学、専門職大学院の修了者数の増加 ・専門職大学、専門職大学院で提供される教育プログラム数の増加 ・自治体や企業等と連携し社会や地域のニーズに対応できる医療人材の養成に取り組む大学の割合の増加</p>	<p>・実態調査の実施及び当該調査結果を基に、専門職大学・専門職大学院の基礎情報を周知・普及 ・説明会の開催やパンフレットの作成等の広報活動を実施 ・令和5年度先導的の大学改革推進委託事業における「専門職大学院におけるリカレント教育・リスキリングの現状・課題に関する調査研究」の実施及び当該調査結果の周知・普及 ・質の高い臨床教育・研究の確保事業 ・ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業 ・先進的医療イノベーション人材養成事業</p>	<p>・達成手段に記載した専門職大学、専門職大学院に関する取組の実施により、専門職大学や専門職大学院への認知や興味、関心、理解を高め、目標である専門職業人の養成の推進を図る。 ・達成手段に記載した大学医学部、大学病院に関する各事業において、大学・大学病院等が教育研究拠点を形成し、モデルとなる教育プログラムを普及することで、個別の大学等では補うことがなかなか難しい社会や地域のニーズに効率的に対応することに貢献する。</p>
<p>○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進</p>	<p>① 理工系分野をはじめとした人材育成 ・高等教育機関において、理工系分野、特にデジタル・グリーンをはじめとする成長分野をけん引する高度人材の育成に向けた取組を推進する。 ② 女性の活躍推進 ・高等教育機関において、理工系等の分野における女子学生等の活躍推進を図る取組を進める。 ・女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することを可能とする。</p>	<p>5</p>	<p>6</p>	<p>①について ・自然科学(理系)分野を専攻する学生の割合の増加 ②について ・大学の理工系の学生に占める女性の割合の増加</p>	<p>・大学・高専機能強化支援事業等 ・法令に基づく適切な情報開示について周知 ・大学入学選抜実施要項 ・教学マネジメント指針(追補) ・大学入学選抜の実態の把握及び分析等に関する調査研究 ・大学入学選抜における好事例選定委員会 ・官民共同修学支援プログラム(大学と民間企業等が連携して、修学や卒業後の活躍機会の確保の支援を目的として行う取組を、大学の体制整備支援を通じて促進) ・女子中高生の理系進路選択支援プログラム</p>	<p>①について ・大学・高専におけるデジタル・グリーン等の成長分野の学部転換等を進めることにより、理工農等の学生割合の増加に貢献。 ②について ・達成手段に記載した取組を進めることにより、大学の理工系の学生に占める女性の割合の増加が図られ、理工系等の分野における女子学生等の活躍推進に貢献する。 ・女子中高生の理系進路選択支援プログラムにおいて、大学等によるロールモデルの提示やシンポジウム開催等の取組を支援することにより、女子中高生の理工系分野への興味・関心を高める。</p>
<p>○優れた才能・個性を伸ばす教育の推進</p>	<p>・突出した意欲・能力を有する児童生徒の能力を伸ばす機会を充実させる。 ・大学入学選抜において、多様な能力が評価される仕組みの拡大を推進する。</p>	<p>5</p>	<p>7</p>	<p>・科学コンテストの応募者数の増加 ・大学入学選抜における多様な能力が評価される仕組みの拡大</p>	<p>・次世代科学技術チャレンジプログラム ・科学技術コンテストの推進 ・大学入学選抜実施要項 ・教学マネジメント指針(追補) ・大学入学選抜の実態の把握及び分析等に関する調査研究 ・大学入学選抜における好事例選定委員会</p>	<p>・次世代科学技術チャレンジプログラムにおいて、理数分野で卓越した才能を持つ児童生徒の能力の更なる伸長を図るプログラムの開発・実施に取り組む大学等の活動を支援することで、卓越した才能を持つ児童生徒の能力を大きく伸ばすことができる。 ・科学技術コンテストの推進により、国内外の生徒が理数分野で切磋琢磨し能力を伸ばす場を提供できる。 ・実施要項や教学マネジメント指針(追補)、好事例集の周知により、多様な能力が評価される仕組みの拡大を推進する。(実態を把握した上で、他大学の模範となる好事例を選定し公表する。また、協議すべき課題については、選抜協議会において議論した上で、実施要項に反映し、各大学に周知する。)</p>
<p>○起業家教育(アントレプレナーシップ教育)の推進</p>	<p>・支援プログラムを通じた小中高生を対象とした起業家教育の受講者数を2027年度までに1万人を目標とする。 ・2026年度までに年間6万人の受講が行われるよう、全国の大学生にアントレプレナーシップ教育を行う。</p>	<p>5</p>	<p>8</p>	<p>全国の大学や、高校等における起業家教育(アントレプレナーシップ教育)の受講者数の増加</p>	<p>・EDGE-PRIME Initiative ・全国アントレプレナーシップ醸成促進事業</p>	<p>アントレプレナーシップ教育の効果を測定し、好事例を全国の大学に展開することや、小中高生へのアントレプレナーシップ教育提供を支援することによって、全国の大学等や高校等におけるアントレプレナーシップ教育の受講者の増加に繋がる。</p>
<p>○大学の共創拠点化</p>	<p>より多くの国立大学法人等において、地域、産業界等多様なステークホルダーが共に共創することができる拠点(イノベーション・commons)が整備されることにより、共創活動がさらに推進される。</p>	<p>5</p>	<p>9</p>	<p>施設整備をきっかけに共創プロジェクトを開始した・拡大した大学等の数</p>	<p>・国立大学法人等施設整備費(文教施設費) ・国立大学法人等事務経費 ・国立大学法人等施設整備に関する検討会 ・国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議</p>	<p>・「国立大学法人等施設整備に関する検討会」及び「国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議」等において、国立大学等における共創拠点(イノベーション・commons)の在り方や方針、事例等を各大学等に提示し、各大学等が共創プロジェクトを開始する。 ・その上で、各大学等が施設整備を行う際、「国立大学法人等施設整備費(文教施設費)」を通じて財政支援を行い、各種整備がなされ、共創プロジェクト・活動が推進される。</p>

目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

○子供の意見表明	身近な課題を子供たちで関与・解決する経験を通じて、子どもの主体性を育む。	6	1	国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における子供の意見の聴取・反映の状況(目標16の測定指標の一部)	学校や教育委員会等の先導的な取組事例の周知	先導事例の横展開をすることによって、他の自治体でも取組が広がることを期待でき、課題解決を経験したことがある子供の数が増え、また好事例の周知により各自治体における取組の質が向上し、子供の主体性の育成が一層期待される。
○主権者教育の推進	平和で民主的な国家・社会の形成に主体的に参画する主権者として、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達の段階等に応じて身に付けさせるため、地域課題に関する学習、租税や財政の学習、法に関する学習などについて、関係府省が連携し、小・中・高等学校等における学習指導要領に基づく指導の充実、大学等における周知啓発などの取組を推進するとともに、学校・家庭・地域の連携による取組の充実を図る。	6	2	・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加 ・国や地域の政治や選挙について関心がある青少年の割合の増加 ・高等学校等における主権者教育の実施状況	・主体的な社会参画の力を育む指導の充実 ・大学等に対して、学生等への啓発活動の充実等について周知	発達段階に応じた指導の充実や周知啓発を図り、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力などを育み、目標達成に貢献する。
○持続可能な開発のための教育(ESD)の推進	我が国がESDの推進拠点として位置付けているユネスコスクール加盟校のレビューを通じて、各加盟校の活動の質の担保を図るとともにユネスコスクール間のネットワーク強化、ESDの推進を図る。	6	3	対象校のうちユネスコスクール定期レビュー研修会に参加し、他校の活動事例を学んだり、ユネスコスクール間のネットワーク形成に資する活動を実施した学校の割合	ユネスコ未来共創プラットフォーム事業	5年間で全ての加盟校がレビューを受けられるよう、ユネスコスクール定期レビューを確実に実施し、各加盟校の活動の質の担保を図るとともにユネスコスクール間のネットワーク強化、ESDの推進を図る。
○男女共同参画の推進	学校教育分野における女性の参画を推進し、初任者研修(校内研修・校外研修)で「男女共同参画」をテーマに取り上げる割合を90%とする。	6	4	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における初任者研修(校内研修・校外研修)で「男女共同参画」をテーマに取り上げる割合の増加	女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業	本事業では、学校分野における女性の採用・登用をテーマとする全国フォーラムを開催し、各地域が抱える課題の共有、好事例やロールモデル等の提供を通じて、女性の採用・登用に理解促進を図ることとしているため、事業参加者の女性参画の重要性への理解度が高まるとともに、校内・校外研修での当該テーマでの実施を促す働きかけを行うことにより、学校教育分野における初任者研修(校内研修・校外研修)で「男女共同参画」をテーマに取り上げる割合の増加につながる。
○消費者教育の推進	国民一人一人が自立した消費者として健全な消費生活を送ることができるよう、「持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及び環境教育推進事業」における様々な取組を実施し、令和6年度の測定指標の調査における取組の割合をそれぞれ60%まで、令和9年度の調査における取組の割合を70%まで増加させる。	6	5	・教育委員会において、現在、重点的に行っている取組として「学校における消費者教育の充実」を挙げている割合 ・大学等における消費者教育関連(消費者問題に関する啓発・情報提供以外)の取組の割合	持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及び環境教育推進事業	消費者教育フェスタや、成年年齢引き下げを踏まえた効果的な消費者教育実践モデル構築等の実施により好事例を構築、展開し、各教育委員会や大学における消費者教育の推進を促すことで、目標達成に貢献する。
○環境教育の推進	・学習指導要領の趣旨を踏まえ環境教育の充実を図る ・児童生徒が生命の有限性や自然の大切さなどを実感しながら理解することができるよう、自然体験や農山漁村体験などの体験活動を推進する。 ・地域等においても環境保全についての理解を深めるとともに、持続可能な社会づくりへの意欲等を高めるため、体験活動を推進する。 ・脱炭素社会の実現に向けた意識の醸成を図るため、より多くの学校施設で、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮した、環境教育の教材として活用できる学校施設(エコスクール)が整備される。	6	6	・「教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修」の参加人数の増加 ・児童生徒の健全育成を目的として宿泊を伴う体験活動を実施する学校の増加 ・公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合の増加【再掲】 ・「エコスクール・プラス」に認定された公立学校施設の数増加	・「教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修」の周知 ・健全育成のための体験活動推進事業 ・体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト【再掲】 ・(独)国立青少年教育振興機構運営費交付金【再掲】 ・公立学校施設整備費 ・「エコスクール・プラス」 ・学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議	・教職員等が「教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修」によって環境教育への取組を推進する。 ・自然体験活動や農山漁村体験などの宿泊体験活動等を実施することによって、平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむことにより、その地域の特色や環境保全等に対する理解を深めることができることから、環境教育の促進に貢献する。 ・青少年自立支援プロジェクトでは、子供たちの心身の健全な発達のための自然体験活動推進事業を通じて、国立青少年教育振興機構では、体験活動を推進するための子どもゆめ基金の助成などを通じて、体験活動の機会の充実を図ることで目標達成に貢献する。 ・「エコスクール・プラス」を通じ、具体的にZEB化や木材利用等を行う環境に配慮した先進的な学校施設の整備を推進するとともに、「エコスクール・プラス」認定校以外の学校施設も含めたZEB化、木材利用等の整備について「公立学校施設整備費」を通じて財政支援を行う。 ・「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」により、環境教育に資する施設整備推進施策の方向性を各教育委員会等に提示する。
○災害復興教育の推進	-	6	7	-	-	-

目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

<p>○特別支援教育の推進</p>	<p>・全ての学校に在籍する障害のある幼児児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。 ・より多くの学校施設でバリアフリー化が実現されると共に、特別支援学校の教室不足の解消が進められ、児童生徒等にとって安全・安心な環境が整備される。</p>	<p>7</p>	<p>1</p>	<p>・幼・小・中・高等学校等において個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等の割合の増加 ・小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加 ・小・中・高等学校等に採用後、おおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験した教師の割合の増加 ・公立小中学校施設のバリアフリー化実施率の向上 ・公立特別支援学校における教室不足数の減少</p>	<p>・令和4年3月にとりまとめられた「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」報告や、令和5年3月にとりまとめられた「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」で示された具体的な方向性の周知やフォローアップ ・公立学校施設整備費 ・学校施設整備指針 ・学校施設のバリアフリー化に関する国としての整備目標の提示</p>	<p>「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」報告においては、 ・全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験すること ・特別支援教育支援員等の経験について、採用選考において考慮すること といった具体的な方向性が示されており、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」においては、 ・児童生徒の実態を適切に把握し、必要な支援を組織的に行うための校内支援体制の充実 ・自らの学校で受けられる通級による指導の促進 ・特別支援学校と小中学校のいずれかが連携した一体的な取組を行う自治体への支援 といった具体的な方向性が示されている。 こうした方向性の周知やフォローアップによって、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪で取り組むことが可能となる。 ・学校施設整備指針等において学校施設に必要な水準・留意事項を各教育委員会等に示す。 ・その上で、各地方自治体が施設整備を行う際、「公立学校施設整備費」を通じて財政支援を行うことで、バリアフリー化や特別支援学校の教室不足の解消など、各種整備が推進される。</p>
<p>○不登校児童生徒への支援の推進</p>	<p>いじめ対策・不登校支援等総合推進事業を実施し、多様な相談・支援体制を構築することにより、学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合の減少を目指す。また、不登校特例校の設置準備に関する支援を行い、全都道府県・政令指定都市への設置を目指す。</p>	<p>7</p>	<p>2</p>	<p>・学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合の減少 ・不登校特例校の設置数の増加(5年後目標値:全都道府県・指定都市への設置)</p>	<p>不登校等の早期把握・早期対応や教育相談体制の整備など、困難を抱える児童生徒に対し、オンラインも活用しながら、学校や地域において福祉部局等とも連携した広域的な支援体制の構築するとともに、不登校特例校の設置準備に関する支援を行うため、いじめ対策・不登校支援等総合推進事業を実施する。</p>	<p>いじめ対策・不登校支援等総合推進事業(補助金事業)の実施により、自治体における不登校対策のための支援体制の構築や不登校特例校の設置が促進され、指導・支援を受けられていない不登校児童生徒数の割合の減少に資する。</p>
<p>○ヤングケアラーの支援</p>	<p>スクールソーシャルワーカーによるヤングケアラーに係る課題を抱えた児童生徒への支援において、課題が解決したり、状況が好転したりするなど、適切な支援に繋げることができている児童生徒の割合の増加を図る。</p>	<p>7</p>	<p>3</p>	<p>スクールソーシャルワーカーに係る実態調査における、ヤングケアラーに係る課題について継続的に支援した児童生徒のうち、課題が解決したり、状況が好転したりするなど、適切な支援に繋げることができているものの割合</p>	<p>ヤングケアラー等、様々な課題を抱える児童生徒の早期発見、早期支援に向けた相談体制を充実させるため、いじめ対策・不登校支援等総合推進事業を実施する。</p>	<p>いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の実施により、スクールソーシャルワーカーによる児童生徒への支援を充実させることで、児童生徒が抱えるヤングケアラー等の課題の解決や状況の好転につなげることができる。</p>
<p>○子供の貧困対策</p>	<p>幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育支援により、全ての子供たちが家庭の経済状況にかかわらず質の高い教育を受けられる社会を実現。</p>	<p>7</p>	<p>4</p>	<p>・生活保護世帯の高等学校等進学率の増加 ・生活保護世帯の高等学校等中退率の低下 ・生活保護世帯の大学等進学率の増加</p>	<p>・教育費の負担軽減 ・学校における指導・相談体制の充実 ・地域の教育資源の活用</p>	<p>貧困世帯における教育費の負担軽減により、希望する学校への進学や質の高い教育を受けられる社会の実現に繋がる。また、学校における指導・相談体制の充実や地域の教育資源の活用により、貧困問題の早期発見や福祉・就労との組織的な連携、貧困の連鎖を断ち切ることに繋がる。</p>
<p>○高校中退者等に対する支援</p>	<p>・生徒指導、キャリア教育・進路指導、教育相談が連携し、小・中学校段階も含め、社会的・職業的自立に向けて必要な基礎となる資質・能力の育成を図ることにより、中途退学を余儀なくされる状態を未然に防ぎ、高校生等の中途退学率の改善を図る。 ・高校中退者等が高校卒業程度の学力を身に付け、就職や進学に繋げる機会の充実を図るため、高校中退者等への学習支援や就職支援等を希望する20程度の自治体を国として支援する。</p>	<p>7</p>	<p>5</p>	<p>・高校生等の中途退学率の改善 ・「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」における補助対象数(自治体数)</p>	<p>・SC・SSWの配置拡充など、課題を抱える生徒に対する学校における相談体制の充実、地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業の実施、高校等で学び直す者に対する修学支援の実施 ・地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業(学校を核とした地域力強化プラン)</p>	<p>・SC・SSWの配置拡充など、課題を抱える生徒に対する学校における相談体制の充実、地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業の実施、高校等で学び直す者に対する修学支援の実施により、児童生徒が悩み等を抱えたまま、中途退学を余儀なくされる状況を未然に防ぐことにつながる。 ・高校中退者等を対象に、高校卒業程度の学習支援・学習相談等を実施する自治体を補助し、その成果の普及啓発を図ることで取組の横展開が進む。</p>
<p>○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進</p>	<p>・在留邦人の子供の教育の機会確保のため、国内同等の学びを保障できるよう、「公立学校義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に準じた教師配置を実現する。 ・きめ細かな支援事業の取組成果が全国に普及し、多くの自治体できめ細かな指導が提供される。</p>	<p>7</p>	<p>6</p>	<p>・義務標準法に基づき算出した教職員定数に比した派遣教師数の割合。 ・全国の小・中学校で「特別の教育課程」の編成・実施による日本語指導等を受ける児童生徒数増加</p>	<p>・在外教育施設教員派遣事業等 ・外国人児童生徒等への教育の充実(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)</p>	<p>・国内に比して教育環境が十分ではない在外教育施設において、教師の果たす役割は極めて大きいため、国内の教師を派遣し、充足率を100%に近づけることで、国内同等の学びの保障につなげる。 ・日本語指導補助者等の外部人材の配置等が増え、日本語指導が必要な児童生徒へのきめ細かな指導が可能となる。</p>
<p>○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援</p>	<p>特異な才能のある児童生徒に対するきめ細かな指導・支援のための環境づくりに総合的に取り組むことで、教職員等の当該児童生徒に対する理解を深め、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として、子供たち一人一人にあった授業や学級経営が行われることを目指す。</p>	<p>7</p>	<p>7</p>	<p>・特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業における、実践事例の蓄積・公表件数 ・研修パッケージの開発件数、及び特異な才能のある児童生徒の指導・支援にかかわるプログラム・イベント等の情報の集約件数 ・文部科学省HPに掲載する特定分野に特異な才能のある児童生徒の指導・支援に関する研修動画の再生回数増加 ・全国学力・学習状況調査(小学校)質問紙調査における「授業は、自分にあった考え方、教材、学習時間などになっていた」という問いに対して「当てはまる」と回答した割合</p>	<p>特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業</p>	<p>特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進、多様な学びの場の充実、特性等を把握する際のサポート、学校外の機関にアクセスできるようにするための情報集約・提供及び実証研究を通じた実践事例の蓄積等の実施により、当該児童生徒も含めた子どもたち一人一人にあった教育活動の展開につながる。</p>
<p>○大学等における学生支援</p>	<p>各大学等における障害のある学生への支援体制の充実を図るとともに、先進的な取組や知見を持つ複数の大学等が連携するプラットフォーム形成等による、大学間の連携や大学等と関係機関との連携等の支援を通じて、各大学等における障害のある学生の修学・就職支援を促進させることで、高等教育へのアクセスを希望する障害のある学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会の確保を目指す。</p>	<p>7</p>	<p>8</p>	<p>・障害学生支援に関する他大学等との連携実施校数の増加 ・障害学生支援に関する学外機関との連携実施校数の増加 ・障害のある学生の大学・短期大学・高等専門学校への志願者数の増加</p>	<p>障害のある学生の修学・就職支援促進事業</p>	<p>当該事業により、障害のある学生の支援について先進的な取組や知見を持つ複数の大学を対象に、大学等が連携するプラットフォーム形成を支援し、各大学等の障害学生の支援の充実を図ることで、達成目標の達成に貢献する。</p>
<p>○夜間中学の設置・充実</p>	<p>夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも1つ設置されるよう、補助事業等を通じて自治体の支援を行う。</p>	<p>7</p>	<p>9</p>	<p>夜間中学の設置数の増加</p>	<p>夜間中学の設置促進・充実事業</p>	<p>補助事業等を活用することで、各地域の実情に応じて多様なニーズの把握等、夜間中学の設置に向けた具体的な取組が進むと考えられる。</p>

○高等学校定時制課程・通信制課程の質の確保・向上	関係機関や地域社会等との連携による様々な学習機会の設定等、生徒の多様な学習ニーズにきめ細かく対応していくための支援等による、通信制課程の質の確保・向上	7	10	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な生徒に応じた学習プログラムモデルの実証研究数 ・通信制高校の管理運営や教育内容に係る点検調査を行い改善が報告された件数 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究(多様性に応じた新時代の学びの充実支援事業) ・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究(広域通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の在り方に関する調査研究事業) 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な生徒に応じた学習プログラムモデルの創出・普及により、当該モデルを参考にした各学校の取組の質向上が図られる。 ・通信制高校について、管理運営や教育内容を点検し指摘・改善を促すことにより、不適切な事案が解消され質が向上する。
○高等専修学校における教育の推進	多様な生徒の受け入れという役割を担っている高等専修学校の認知度を向上を図るべく、広報サイト「#知る専」を中心とした各種広報媒体を通して、高等専修学校に関するコンテンツを一年度あたり4コンテンツ以上発信(3ヶ月に一度)する。また発信したコンテンツへのアクセス数の確保を目指す。	7	11	<ul style="list-style-type: none"> ・広報サイト「#知る専」を中心とした各種広報媒体を通して発信した、高等専修学校に関するコンテンツ数 ・発信したコンテンツへのアクセス数 	専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業	専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業では、専修学校の魅力を世に発信するため、広報サイト「#知る専」等の運営を行っており、事業においては日々専修学校に関するコンテンツの創出や情報発信に取り組んでいることから、高等専修学校のコンテンツ発信数やアクセス数の増加につながる。
○日本語教育の充実	国内に居住する外国人が日常生活に必要な日本語能力を身に付けるための環境が充実し、円滑な社会生活を送ることができるようになる。	7	12	<ol style="list-style-type: none"> ①在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合の増加 ②日本語教師養成・研修実施機関・施設等における日本語教師養成・研修講座の受講者数 ③総括コーディネーター、地域日本語教育コーディネーター等を設置したことにより、市町村等が日本語について相談しやすい体制ができたことと回答した割合 	外国人等に対する日本語教育の推進	外国人等に対する日本語教育の推進による、日本語教育の全国展開・学習機会の確保、日本語教育の質の向上等を通して、日本語教育の環境整備を計画的に推進し、国内に居住する外国人の中で日本語学習者が増えることで、円滑な社会生活を送ることができるようになる。
○教育相談体制の整備	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の配置を充実させ、いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合や不登校児童生徒数に占める、学校内外の機関等で相談・指導等を受けたものの割合の増加を図る。	7	13	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合 ・不登校児童生徒数に占める、学校内外の機関等で相談・指導等を受けたものの割合の増加 	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業を実施し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の配置充実を図るほか、電話やSNS等を活用した相談体制の整備を図る。	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の実施により、教育相談体制を充実させることで、いじめや不登校等、生徒指導上の諸課題への適切な対応等につなげることができる。
○障害者の生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の生涯にわたる学び(学習・文化芸術・スポーツ等)の機会の充実に向けて、学校卒業後における障害者の学びに関する支援推進事業を実施し、生涯学習の機会があると回答する障害者の割合を50%まで増加させる。 ・放送大学において、放送番組(テレビ・ラジオ)への字幕の付与や点字試験問題の作成など障害者のための学習支援策を引き続き実施する。 ・放送大学において、社会的包摂の観点から、障害者等やその支援者を対象に、高等教育機関による遠隔教育での生涯学習支援につながる新たな取組等を実現する。 	7	14	<ul style="list-style-type: none"> ・学校卒業後に学習やスポーツ・文化等の活動の機会があると回答する障害者の割合の増加 ・放送番組の字幕付与等の学習支援策の数 ・障害者等への生涯学習支援の新たな学習コンテンツ等の制作数 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校卒業後における障害者の学びに関する支援推進事業 ・放送大学学園補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業において、調査研究、実践研究及び普及・啓発活動等を実施することで、自治体における支援体制の整備、多様な担い手による学習プログラムの開発、障害者の生涯学習への理解等が促進され、障害者の生涯にわたる学び(学習・文化芸術・スポーツ等)の機会が充実する。 ・放送大学学園が行う放送大学の設置・運営、放送、その他附属する業務に要する経費に対して補助することで、学習支援策の実施や新たな取組等の実現につながる。
○障害者の文化芸術活動の推進	障害者が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することができる環境を整備(全ての都道府県において障害者による文化芸術活動の推進に関する計画等を策定)	7	15	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者を対象とした取組を実施した文化施設の割合の増加 ・障害者による文化芸術活動の推進に関する計画等を策定した地方公共団体の割合の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期) ・障害者等による文化芸術活動推進事業 	「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」や「文化芸術推進基本計画(第2期)」に基づく施策を国として着実に推進するため、文化芸術団体等が実施する障害者等による文化芸術の鑑賞や創造機会の拡大、発表機会の確保に係る先導的・試行的な取組を支援するとともに、地方自治体における、障害者文化芸術推進法を踏まえた地域計画に基づく障害者等による文化芸術活動の推進を図るための事業等を支援する。

目標8 生涯学び、活躍できる環境整備

<p>○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実</p>	<p>・産業界のニーズに対応したプログラムを提供できる大学等の体制整備に向けて、企業等の人材育成ニーズを踏まえたプログラムを新たに100以上開発・実施するとともに、産学官金の対話・連携を図りながら地域におけるリカレント教育の継続的実施を目指すリカレント教育プラットフォームを全国に20拠点以上設置する。加えて、大学等における実践的・専門的教育の実施を促進するため、「職業実践力育成プログラム」(BP)の積極的周知を図り、認定課程数を500課程以上に増加する。 ・専修学校においても産業界と連携した実践的なリカレント教育の充実を図るべく、「キャリア形成促進プログラム」(※)を促進する。 ※夜間学科など社会人が受講しやすい工夫等がなされている専修学校の課程等(夜間や短期開講及び教育訓練給付金の活用等)について、職業的知識、技術及び技能について体系的な教育を行い社会人の職業能力の向上によるキャリア形成を図る課程について文部科学大臣が認定する制度 ・産業界と連携した実践的な職業教育を行う専門職大学院について、リカレント教育の充実を図る。</p>	<p>8</p>	<p>1</p>	<p>・「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」において開発されたプログラムの受講者数 ・「地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」における採択機関数の増加 ・職業実践力育成プログラム(BP)の認定課程数の増加 ・職業実践専門課程の認定校数の増加 ・「キャリア形成促進プログラム」の認定数の増加(前年比増) ・専門職大学院における社会人学生数 ・社会人に配慮した入試を実施する専門職大学院の割合 ・勤務時間に配慮した授業時間の設定を行っている専門職大学院の割合</p>	<p>・成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業 ・地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業 ・大学等向け説明会の実施や、パンフレット等を活用した、BPIに関する積極的周知・広報活動 ・専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議において、「職業実践専門課程の認定校数の増加に資する議論を審議」 ・「職業実践専門課程を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業 ・実態調査の実施及び当該調査結果を基に、専門職大学院の基礎情報を周知・普及 ・説明会の開催等の広報活動を実施 ・令和5年度先導的大学改革推進委託事業における「専門職大学院におけるリカレント教育・リスキリングの現状・課題に関する調査研究」の実施及び当該調査結果の周知・普及</p>	<p>・産業界のニーズを踏まえたリカレント教育プログラムを開発・実施する大学等を支援し、その取組成果の普及啓発を図ることと横展開が進み、プログラム数の増加に繋がる。 ・地域の人材ニーズに対応するリカレント教育を継続的に実施するための産学官金の対話・連携の場を形成する自治体等の取組を支援し、その取組成果の普及啓発を図ることと横展開が進み、プラットフォーム拠点数の増加に繋がる。 ・BP認定制度の認知度向上や認定のメリットを周知することで、大学等の申請に対するモチベーションを高め、申請数・認定数の増加に繋がる。 ・キャリア形成促進プログラム認定制度の認定のメリットを周知することで、社会人の職業能力向上への重要性と申請に関するモチベーションを高め、申請数・認定数の増加に繋がる。 ・達成手段に記載した取組の実施により、社会人やその勤め先の企業等における専門職大学院やリカレント教育への認知や興味、関心、理解を高め、専門職大学院と企業等の双方からリカレント教育が推進される機運の醸成を図る。</p>
<p>○働きながら学べる環境整備</p>	<p>・オンラインの活用や夜間・週末開講など、社会人が学びやすい工夫を施したプログラムの実施を促進するため、社会人の受講しやすさにも配慮した大学等の実践的・専門的プログラムを文部科学大臣が認定する「職業実践力育成プログラム」(BP)の積極的周知を図り、認定課程数を500課程以上に増加する。また、新たに社会人向けに開発する大学等のプログラムのうち、8割は社会人が受講しやすい工夫を取り入れるようにする。 ・専修学校においても産業界と連携した実践的なリカレント教育の充実を図るべく、「キャリア形成促進プログラム」(※)を促進する。 ・放送大学においてもオンライン授業の充実や、社会のニーズに応じたリカレント教育プログラムを含むインターネット配信公開講座の拡充等を行う。また、放送大学がそのノウハウや技術を生かした各大学・大学院、企業、行政等との連携によるプログラムの提供等を行い、リカレント教育をはじめとする生涯学習の拠点としての役割を果たすことで、働きながら学べる遠隔教育の体制充実を図る。 ※夜間学科など社会人が受講しやすい工夫等がなされている専修学校の課程等(夜間や短期開講及び教育訓練給付金の活用等)について、職業的知識、技術及び技能について体系的な教育を行い社会人の職業能力の向上によるキャリア形成を図る課程について文部科学大臣が認定する制度</p>	<p>8</p>	<p>2</p>	<p>・職業実践力育成プログラム(BP)の認定課程数 ・「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」において開発されるプログラムのうち、社会人が受講しやすい工夫を実施するプログラム数 ・「キャリア形成促進プログラム」の認定数の増加(前年比増)【再掲】 ・放送大学におけるオンライン授業数・インターネット配信公開講座数及び各大学・大学院、企業、行政等との連携によるプログラムの提供数</p>	<p>・大学等向け説明会の実施や、パンフレット等を活用した、BPIに関する積極的周知・広報活動【再掲】 ・成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業【再掲】 ・専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議【再掲】 ・「職業実践専門課程を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業【再掲】 ・放送大学学園補助</p>	<p>・BP認定制度の認知度向上や認定のメリットを周知することで、大学等の申請に対するモチベーションを高め、申請数・認定数の増加に繋がる。 ・リカレント教育プログラムを新たに開発する大学等の支援の中で、プログラム設計段階からの伴走支援や過去の工夫事例の共有等を行うことで、社会人の受講しやすい環境整備を促進する。 ・キャリア形成促進プログラム認定制度の認定のメリットを周知することで、社会人の職業能力向上への重要性と申請に関するモチベーションを高め、申請数・認定数の増加に繋がる。 ・放送大学学園が行う放送大学の設置・運営、放送、その他附属する業務に要する経費に対して補助することで、オンライン授業やインターネット配信講座、プログラム提供の充実につながる。</p>
<p>○リカレント教育のための経済支援・情報提供</p>	<p>社会人がリカレント教育プログラムを受講する際の経済的負担を軽減するため、教育訓練給付対象の職業実践力育成プログラム(BP)数を増加する。また、リカレント教育プログラムに関する情報収集を行いやすい環境を整備するため、社会人の学びを応援するポータルサイト「マナパス」における掲載講座数を増加する。</p>	<p>8</p>	<p>3</p>	<p>・教育訓練給付の対象となる職業実践力育成プログラム(BP)数 ・社会人の学びを応援するポータルサイト「マナパス」への掲載講座数</p>	<p>・大学等向け説明会における教育訓練給付制度の周知 ・BP認定と教育訓練給付対象講座の申請手続きとの連携に関する厚労省との検討 ・社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究</p>	<p>・大学等へ教育訓練給付制度の周知を行うことで教育訓練給付制度の認知度向上を図るとともに、BP認定と教育訓練給付講座の申請手続きの連携を進め、両制度に係る手続きの負担軽減を図ることと、BP認定と併せて教育訓練給付制度を活用するモチベーションを高め教育訓練給付対象の職業実践力育成プログラム(BP)数の増加に繋げる。 ・大学等に対して「マナパス」の周知を行うことで講座掲載数の増加に繋げるとともに、コンテンツの充実化や機能性の改善により、社会人の学び直しに対する意欲の喚起や「マナパス」のユーザー数増加を図り、民間企業等の「マナパス」の認知度向上や講座掲載へのモチベーション向上に繋げる。</p>
<p>○現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進</p>	<p>・学校教育分野における女性の参画を推進し、初任者研修(校内研修・校外研修)で「男女共同参画」をテーマに取り上げる割合を90%とする。【再掲】 ・各学校で、学校の特色を生かした安全教育の目標や指導の重点を設定し、教育課程を編成・実施していくために、学校安全総合支援事業を実施し、安全教育を実施している学校の割合を増加させる。 ・消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成するため、「持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及び環境教育推進事業」における様々な取組を実施し、令和6年度の測定指標の調査における取組の割合をそれぞれ60%まで、令和9年度の調査における取組の割合を70%まで増加させる。</p>	<p>8</p>	<p>4</p>	<p>・小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における初任者研修(校内研修・校外研修)で「男女共同参画」をテーマに取り上げる割合の増加【再掲】 ・学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査における安全教育を実施している学校の割合の増加 ・教育委員会において、現在、重点的に行っている取組として「学校における消費者教育の充実」を挙げている割合【再掲】 ・大学等における消費者関連(消費者問題に関する啓発・情報提供以外)の取組の割合【再掲】</p>	<p>・女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業【再掲】 ・学校安全総合支援事業 ・持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及び環境教育推進事業【再掲】</p>	<p>・本事業では、学校分野における女性の採用・登用をテーマとする全国フォーラムを開催し、各地域が抱える課題の共有、好事例やロールモデル等の提供を通じて、女性の採用・登用に理解促進を図ることとしている。事業参加者の、女性参画の重要性への理解度が高まるとともに、校内・校外研修での当該テーマの実施を促す働きかけを行うことにより、学校教育分野における初任者研修(校内研修・校外研修)で「男女共同参画」をテーマに取り上げる割合の増加につながる。【再掲】 ・学校の特色を生かした安全教育の目標や指導の重点を設定し教育課程を編成・実施することを推進することにより、効果的な安全教育を実施している学校の割合を増加させることに繋がる。 ・消費者教育フェスタや、成年年齢引き下げを踏まえた効果的な消費者教育実践モデル構築等の実施により好事例を構築、展開し、各教育委員会や大学における消費者教育の推進を促すことで、目標達成に貢献する。【再掲】</p>
<p>○女性活躍に向けたリカレント教育の推進</p>	<p>女性の多様なチャレンジを支援するモデル構築の事業等を実施し、事業の受講者のうち80%以上から「キャリアアップに役に立つ」との評価を得る</p>	<p>8</p>	<p>5</p>	<p>「キャリアアップに役に立つ」と回答した受講者の割合の増加</p>	<p>女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業</p>	<p>本事業では、キャリアアップ・キャリアチェンジ等に向けた意識醸成・情報提供、相談体制の整備、学習プログラムの設計等を総合的に支援するモデルを構築するものであり、プログラムの有効性を高めることを目的としているため、事業実施により、「キャリアアップに役に立つ」と回答した受講者の割合の増加につながるが見込まれる。</p>
<p>○高齢者の生涯学習の推進</p>	<p>高齢者が生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を活かせる環境を整備する。</p>	<p>8</p>	<p>6</p>	<p>学習・自己啓発・訓練(学業以外)行動者率の上昇 ※個人の自由時間の中で行う学習・自己啓発・訓練で、社会人が仕事として行うものや、学生が学業として行うものは除く。</p>	<p>・学習活動の促進 ・社会参加活動の促進</p>	<p>高齢者の学習活動や社会参加活動の促進により、心の豊かさや生きがいが増える機会や、社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会の増加が見込まれる。</p>
<p>○リカレント教育の成果の適切な評価・活用</p>	<p>・社会人のキャリアアップや産業界等のニーズに資するよう、内容レベル・取得スキルの明示化を図る大学等のリカレント教育プログラムを50以上開発する。また、リカレント教育の効果可視化し、教育成果の評価・活用を繋げるため、大学等におけるリカレント教育プログラムの受講成果やリカレント教育に対する企業評価の現状等についての調査研究を通じてリカレント教育の効果や社会的影響に関する測定指標を5つ以上作成する。</p>	<p>8</p>	<p>7</p>	<p>・受講を通じて獲得できるスキル・能力やプログラムのレベルを明示するプログラムの開発・実施数 ・リカレント教育効果の測定指標数</p>	<p>・成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業 ・リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業</p>	<p>・リカレント教育プログラムを開発する大学等に対する伴走支援の中で、過去の工夫事例等を示しながら、受講を通じて獲得スキル・能力やプログラムレベルの明示を促進する。 ・リカレント教育を受講した社会人や企業、大学等への調査やヒアリング、分析等を通じてリカレント教育効果を整理するとともにその測定指標の開発、普及啓発に繋げる。</p>
<p>○学習履歴の可視化の促進</p>	<p>・社会人の学び直しが企業等における処遇改善や就職・転職活動において積極的に評価される環境づくりに向け、社会人の学びを応援するポータルサイト「マナパス」において、学習履歴を可視化するオープンバッジ機能の利用実績100名以上を目指すとともに、職業歴との連携や就職・転職活動への学習履歴の活用を見据えた厚生労働省の「マイジョブ・カード」とのシステム連携 ・デジタル技術を活用した個人の学習履歴の可視化に関する取組について、国で調査研究を継続的に実施する取組を進める。</p>	<p>8</p>	<p>8</p>	<p>「マナパス」におけるオープンバッジ機能の活用者数 厚生労働省の「マイジョブ・カード」とのシステム連携 デジタル技術を活用した個人の学習履歴の可視化に関する取組について、国で調査研究を継続的に実施</p>	<p>・社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究 ・デジタル技術を活用した多様な生涯学習の学習履歴の活用に関する調査研究</p>	<p>・学習履歴の可視化に関する取組や「マナパス」のオープンバッジ機能に関して特集ページや外部イベント等を活用した周知を行うことで利用者数増加に繋げる。また、「マイジョブ・カード」との連携については、「マナパス」の運用委託事業者とともに、厚生労働省との調整を行い、計画的にシステム開発を進める。 ・調査研究を通じて、オープンバッジなどのデジタル技術の活用による個人の学習履歴の可視化に関する取組の進展が図られる。</p>
<p>○生涯を通じた文化芸術活動の推進</p>	<p>—</p>	<p>8</p>	<p>9</p>	<p>国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合の増加</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

<p>○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進</p>	<p>全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築し、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進めるため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する。</p>	<p>9</p>	<p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加 ・地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加 ・学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加 ・コミュニティ・スクールや地域協働活動に参画した地域住民等の増加 ・子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と学校の連携・協働体制構築事業 ・CSマスターの派遣 ・地域とともにある学校づくり推進フォーラム 	<p>コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進するための財政支援や周知啓発を図ることにより、学校と地域が連携・協働する体制を構築し、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる環境を整えることで目標達成に貢献する。</p>
<p>○家庭教育支援の充実</p>	<p>家庭教育支援チームの普及を図るとともに、保護者に寄り添う家庭教育支援の推進を図ることで、子供を育てる上で不安を感じたり、身近に相談相手がない状況にある保護者を減少させる。</p>	<p>9</p>	<p>2</p>	<p>保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じている自治体数の増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における家庭教育支援基盤構築事業 ・家庭教育支援推進事業 	<p>身近な地域において保護者の悩み・不安を解消できるよう、地域における家庭教育支援を推進することで、目標達成に貢献する。</p>
<p>○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的整備</p>	<p>地域の実情に応じながら、部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進め、子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する。</p>	<p>9</p>	<p>3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携や地域移行に係る方針策定のための協議会を実施した自治体数 ・地域連携や地域移行の方針を策定した自治体数 ・休日の運動部活動の地域連携・地域移行に関する取組を開始した市区町村数の割合 ・休日の文化部活動の地域連携・地域移行に関する取組を開始した市区町村数の割合 	<p><予算事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校における部活動指導員の配置支援事業 ・地域スポーツクラブ活動体制整備事業(令和5年度予算) ・地域文化クラブ活動体制整備事業(令和4年度第二次補正予算) ・文化部活動改革(部活動の地域移行に向けた実証事業及び地域文化クラブ推進事業)(令和5年度予算) ・地域文化クラブ活動体制整備事業(令和4年度第二次補正予算) <通知等> ・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの策定・公表 	<p>「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備等について、国の考え方を提示している。</p> <p>これらを踏まえ、地域スポーツクラブ活動体制整備事業、地域文化クラブ活動体制整備事業(ともに令和4年度第二次補正予算)では、自治体における部活動の地域スポーツ・文化クラブ活動への移行に向けた体制の構築を推進する。</p> <p>そして、地域スポーツクラブ活動体制整備事業(令和5年度予算)では、部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業を実施し、国において事業成果を広く普及することで、全国的な取組を推進する。</p> <p>文化部活動改革(令和5年度予算)では、部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業を実施し、国において事業成果を広く普及することで、全国的な取組を推進する。</p> <p>さらに、中学校における部活動指導員の配置支援事業では、各自治体における部活動指導員配置に係る経費を補助することで、直ちに地域移行に向けた体制整備を行うことが困難な場合における、部活動の地域連携に係る取組を支援する。</p>

目標10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

<p>○社会教育施設の機能強化</p>	<p>社会的包摂の実現や地域コミュニティづくり、地域課題の解決等において社会教育施設が果たすべき役割を明確化することなどにより、社会教育施設の機能強化を図る。</p>	<p>10</p>	<p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を①家庭・日常生活に生かしている者の割合の向上 ②地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上 ・公民館等における社会教育主事有資格者数の増加 	<p>今後の生涯学習・社会教育の振興方策の着実な実施(社会教育デジタル活用等推進事業など)</p>	<p>今後の生涯学習・社会教育の振興方策を着実に実施することで、社会教育施設におけるデジタル環境の整備や官民連携手法の活用などにより、利用者の利便性の向上や講座等の充実が図られ、また社会教育士の称号取得者の増加や公民館等への配置が促進されることで、社会教育施設の機能が強化される。</p>
<p>○社会教育人材の養成・活躍機会拡充</p>	<p>社会教育主事講習のオンライン化などによる社会教育主事講習に受講生の拡大や、多様な人材の社会教育士の称号取得の促進等を行い、地域における社会教育活動の充実を図る。</p>	<p>10</p>	<p>2</p>	<p>社会教育士の称号付与数の増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の生涯学習・社会教育の振興方策の着実な実施【再掲】 ・社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業 	<p>今後の生涯学習・社会教育の振興方策を着実に実施することにより、社会教育人材に係る制度の整備・見直しを推進する。また、国費にて社会教育人材の養成・研修を行うことによる社会教育活動の充実を図る。</p>
<p>○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携</p>	<p>地域コミュニティの基盤強化には、地域住民の「学び」が重要な役割を担うことから、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実、社会教育施設の活性化に取り組むとともに、これらの施策と関連施策の連携を推進する。</p>	<p>10</p>	<p>3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を①家庭・日常生活に生かしている者の割合の向上 ②地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上【再掲】 ・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加【再掲】 ・地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加【再掲】 ・学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加【再掲】 ・コミュニティ・スクールや地域協働活動に参画した地域住民等の増加【再掲】 ・子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加【再掲】 ・保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じている自治体数の増加【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と学校の連携・協働体制構築事業【再掲】 ・地域における家庭教育支援基盤構築事業【再掲】 ・今後の生涯学習・社会教育の振興方策の着実な実施【再掲】 	<p>コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組に係る支援や地域の実情に応じた家庭教育支援、今後の生涯学習・社会教育の振興方策を着実に実施による、社会教育施設の活性化により、目標達成に貢献する。</p>

目標11 教育DXの推進・デジタル人材の育成

○1人1台端末の活用	児童生徒のICT機器の活用頻度や教師の学習指導における積極的な変化に向け、「全国学力・学習状況調査」において肯定的な回答をする児童生徒、学校の割合の向上を目指す。	11	1	児童生徒が自分で調べたり、自分の考えをまとめ、発表・表現したり、教師または児童生徒とやり取りをする場面での1人1台端末の活用頻度の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・GIGAスクール学びの充実事業 ・全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙、学校質問紙） 	GIGAスクール構想のもと、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、児童生徒1人1台端末をはじめとした学校におけるICT環境の活用が図られている中で、端末の利活用状況やネットワーク環境整備等に関する最新の状況を把握することにより、今後の国や各教育委員会の施策の改善及び各学校における指導の改善につなげることができる。
○児童生徒の情報活用能力の育成	児童生徒の情報活用能力に関する調査において、児童生徒質問調査の質問項目「学校における1日当たりの情報機器利用時間」の増加。	11	2	情報活用能力調査における児童生徒質問調査の質問項目「学校における1日当たりの情報機器利用時間」が各校種の1日1時間以上利用している生徒の割合増加	<ul style="list-style-type: none"> ・GIGAスクール学びの充実事業 ・児童生徒の情報活用能力に関する調査研究事業 	児童生徒の情報活用能力に関する調査を実施し、調査結果や教師用引きを公表することにより、情報活用能力育成の必要性を周知することで、児童生徒の機器利用が促進される。
○教師の指導力向上	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育の推進に向けて、情報活用能力調査における児童生徒質問調査で、情報活用能力（情報モラルを含む）における「主体的に学習に取り組む態度」の項目において特に情報モラルに関する事項に肯定的な回答をする生徒数の増加を目指す。 ・教師のICT活用指導力向上に向けての取り組みを実施し、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における「授業中にICTを活用して指導する能力について、『できる』『ややできる』と回答した教員の割合」の向上を目指す。 	11	3	<ul style="list-style-type: none"> ・情報活用能力調査における児童生徒質問調査で、「主体的に取り組む態度」の情報モラルに関する項目に肯定的な回答をする生徒数の増加 ・教師のICT活用指導力（授業にICTを活用して指導する能力、児童生徒のICT活用を指導する能力）の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・GIGAスクール学びの充実事業 ・情報モラル教育推進事業 ・学校における教育の情報化の実態等に関する調査 	<p>情報モラル教育推進事業によって、各種コンテンツの啓発をし、情報モラルポータルサイトの活用が進むことにより、児童生徒の情報モラルに関して主体的に取り組む態度が促進される。</p> <p>学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果によって、教師が授業にICTを活用して指導する能力や児童生徒のICT活用を指導する能力の必要性が周知され、積極的なICT活用が促進されると考えられる。</p>
○校務DXの推進	次世代の校務デジタル化（校務系・学習系ネットワークの統合やクラウドを活用した校務処理等）のモデルケースを創出し、次世代の校務デジタル化の構築を促進する。	11	4	次世代の校務デジタル化の構築を検討又は着手する自治体の割合の増加	次世代の校務デジタル化推進実証事業	次世代の校務デジタル化推進実証事業を実施し、自治体を取り組むべき次世代の校務デジタル化の参考となるモデルケースを創出することで、自治体における次世代の校務デジタル化の検討又は着手、ひいては構築が促進される。
○教育データの標準化	教育データの利活用に向けて、データの意味や定義をそろえる教育データ標準化の取組を推進することで、教育データの相互運用性や流通性を確保し、教育データを相互に交換、蓄積、分析可能にする。	11	5	「文部科学省教育データ標準」改訂、項目数の増加	教育データの標準化に関する調査研究事業	事業において「文部科学省教育データ標準」を毎年度改訂し、標準化の項目数を増加させることで、教育データ標準化を更に推進する。
○基盤的ツールの開発・活用	全国の学校等で問題等の相互利活用や知見の共有を図るため、全国的・公共的な基盤的ツールの整備を進める。児童生徒がオンライン上で学習やアセスメントができる「文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メックビット）」については、学校等での導入を推進するとともに、システムの利用率100%（学校単位）となる。また、文部科学省が学校等に対して行う業務調査は、学校等が回答したアンケート調査の自動集約が可能となる「文部科学省WEB調査システム（EduSurvey）」で基本的にも実施される。	11	6	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省CBTシステム（MEXCBT）の利用率（学校単位）の上昇 ・文部科学省が学校等に対して行う調査における文部科学省WEB調査システム（EduSurvey）活用の割合の上昇 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省CBTシステム（MEXCBT）の拡充・活用推進事業 ・文部科学省WEB調査システム（EduSurvey）の改善・活用促進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・MEXCBTについて、事業において機能拡充等を行い、普段使いや全国・地方の学力調査等における幅広い活用を一層推進することで、学校単位の利用率100%を目指す。 ・EduSurveyについて、事業においてシステムの改善等を行い、調査での更なる活用を促進することで、文部科学省が学校等に対して行う調査は基本的にEduSurveyを用いて実施されることを目指す。
○教育データ分析・利活用及び先端技術の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校で共通で必要となるデータセットや分析のフォーマットの策定等の方策を進めるとともに、個人情報等の適正な取扱いを確保しながらデータ利活用をするためのルール等を整備することで、学校等において教育データを効果的かつ安全・安心に利活用できるようにする。 ・学校現場が抱える教育課題解決に向けた、センシング、メタバース・AR・VR、AIといった先端技術の利活用を促進する。 	11	7	<ul style="list-style-type: none"> ・教育データ分析に関する調査研究等、教育データの効果的な利活用に向けた取組の継続 ・「教育データの利活用に係る留意事項」改訂等、教育データの安全・安心な利活用に向けた取組の継続 ・教育課題の解決に向けて、教育現場において先端技術を活用している自治体数 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育データの効果的な分析活用に関する調査研究事業 ・教育データ活用の際の留意事項等に関する調査研究事業 ・次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究事業において教育データ分析のフォーマットの策定等や「教育データの利活用に関する留意事項」の改訂を進め、学校等における効果的かつ安全・安心なデータ利活用を促進する。 ・「次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用促進」事業の実施により、先端技術を活用した実証事例が創出され、利活用の促進につなげることができる。
○デジタル人材育成の推進（高等教育）	AI戦略2019における人材育成目標の達成に向けて、2025年度末までに、数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）の認定プログラムにおける1学年当たりの受講対象学生数25万人を達成	11	8	数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）の認定プログラムにおける1学年当たりの受講対象学生数の増加	数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度	数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度を実施し、応用基礎レベルの認定プログラムが増加することにより、当該認定プログラムにおける1学年当たりの受講対象学生数の増加に貢献する。
○教育環境のデジタル化の促進（高等教育）	<ul style="list-style-type: none"> ・好事例の共有等により、遠隔教育の質保証や、面接授業と遠隔授業を効果的に組み合わせたハイブリッド型教育を推進する。 ・放送大学を活用し、新たなデジタル技術を活用した学習機会が提供できる体制を構築 ・大学における管理運営業務全般での電子化の取組を促進する。 	11	9	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔教育の実施状況 ・国立大学法人の第4期中期目標におけるデジタル・キャンパスの推進に関する目標の達成状況 ・放送大学において新たなデジタル技術を活用した同時双方向型Web授業の科目数を拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン等を活用した、遠隔教育に関する好事例等の共有 ・放送大学学園補助 ・第4期中期目標期間における国立大学法人中期目標 	<ul style="list-style-type: none"> ・達成手段に記載した取組の実施により、各大学等における遠隔教育への理解を高め、目標である遠隔教育の質向上やハイブリッド型教育の推進を図る。 ・放送大学学園が行う放送大学の授業の提供等に要する経費に対して補助することで、新たな学習機会の提供につなげる。 ・2022年度からの国立大学法人第4期中期目標期間において、各法人に対してデジタル・キャンパスを推進することを中期目標に掲げており、目標に基づき作成された中期計画にそって各法人は大学の管理運営業務全般における電子化の取組を促進することとなる。
○社会教育分野のデジタル活用推進	社会教育施設におけるデジタル基盤の強化を促進するとともに、公民館等の社会教育施設におけるデジタルリテラシーの向上への取組を促進する。	11	10	デジタル機器活用に係る講座や高齢者向けスマートフォン講座等を実施する公民館数の増加	社会教育デジタル活用等推進事業	公民館におけるデジタル活用のノウハウ蓄積や環境整備が行われることで、目標達成に貢献する。

目標12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化

<p>○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進</p>	<p>・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが相談を受けた児童生徒等の人数の増加を図る。 ※スクールカウンセラー等が早期発見や適切な対応等の役割を果たすためには、多くの児童生徒等が相談できる状況である必要があるため。 ・保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら働き方改革に係る取組を進めるため、取組状況・在校等時間の公表をする教育委員会の割合の向上を目指す。 ・教師の業務負担を軽減するため、教員業務支援員をはじめとした支援スタッフの参画を図っている教育委員会の割合の向上を目指す。</p>	<p>12</p>	<p>1 ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが相談を受けた児童生徒等の人数の増加 ※スクールカウンセラー等が早期発見や適切な対応等の役割を果たすためには、多くの児童生徒等が相談できる状況である必要があるため。 ・教師の在校等時間の短縮 ・教育委員会における働き方改革の取組状況・在校等時間の公表割合の増加 ・教師の業務負担を軽減するため、教員業務支援員をはじめとした支援スタッフの参画を図っている教育委員会の割合の増加</p>	<p>・いじめ対策・不登校支援等総合推進事業を実施し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置充実を図るほか、いじめや不登校、虐待等の課題への対応のための重点配置など、各地方公共団体のニーズに応じた配置促進を図る。 ・教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査 ・学校における働き方改革の推進に関する調査研究 ・補習等のための指導員等派遣事業</p>	<p>・いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の実施により、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を充実させることで、支援が必要な児童生徒等が適切に相談できる体制の構築につなげることができる。 ・毎年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査を実施し、各教育委員会や学校における働き方改革の進捗状況を明確にし、市町村別の公表や取組事例の展開等を図る。 ・補習等のための指導員等派遣事業の実施により、教員業務支援員や学習指導員等の多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援し、学校教育活動の充実と働き方改革の推進を図る。</p>
<p>○教師の養成・採用・研修の一体的改革</p>	<p>・教育公務員特例法の改正や「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方」答申を踏まえ、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて、デジタル技術の活用等を通じて研修高度化を図る。 ・教員免許状保持者の入職を促進するとともに、教員採用選考試験の改善等、優れた人材の安定的な確保のための取組を進める。</p>	<p>12</p>	<p>2 ・教員研修の効果的な実施に係る取組状況の改善 ・教員採用選考試験における優れた人材を確保するための取組状況の改善 ・小学校・中学校の教員免許状の併有状況の改善 ・特別免許状の授与件数の増加</p>	<p>・研修受講履歴記録システムの構築 ・教員研修プラットフォームの構築 ・教員研修高度化推進支援事業 ・教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業</p>	<p>・研修受講履歴記録システム及び教員研修プラットフォームの構築、また教員研修高度化推進支援事業の実施により、教員研修の効果的な実施に係る取組状況の改善を図る。 ・「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」を実施し、現職教員の新たな免許状取得の促進や教員採用選考試験における優れた人材を確保するための取組状況の改善を図る。</p>
<p>○ICT環境の充実</p>	<p>ICT活用を支援する体制を整備し、自治体間格差の解消を図るため、1人1台端末の持続的な活用やネットワーク環境の更なる改善などに取り組み、ICT環境の充実を促進する。</p>	<p>12</p>	<p>3 ・同時接続率を考慮して児童生徒1人当たり2Mbps以上など、必要な通信速度を学校規模に応じて確保できている学校の割合の増加 ・1人1台端末環境を円滑に運営するための十分なサポート体制が構築されている自治体の割合の増加 ・ICT機器を活用した授業頻度の増加 ・ICT支援員の配置人数の増加 ・児童生徒1人1台端末水準維持(教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数) ・指導者1人1台端末水準の向上(指導者用コンピュータ1台当たりの教員数)</p>	<p>GIGAスクール構想の実現(公立学校情報情報機器整備費補助)</p>	<p>補助金事業を活用することで、 ・ネットワークアセスメント(診断)によるネットワーク環境の改善 ・ヘルプデスクによるサポート体制の構築 ・ICT支援員や教員へのICT研修の実施による活用した授業頻度の増加 ・運営支援センターによるICT支援人材の確保によるICT支援員の配置人数の増加 など各地域の実情に応じた取組が進みICT環境の充実に資する。</p>
<p>○地方教育行政の充実</p>	<p>各地域における行政体制・機能が充実し、教育環境の整備が着実に進む。</p>	<p>12</p>	<p>4 ・教育委員会の現状に関する調査で回答された各自治体における教育委員会会議の1年間の総開催時間の平均の向上 ・教育委員会の現状に関する調査で「教育委員会会議における議論の活性化に資する取組を行った」旨の回答をした教育委員会の割合の増加 ・教育委員会の現状に関する調査で「総合教育会議を活用して首長との連携を進めることができた」旨の回答をした教育委員会の割合の増加</p>	<p>・「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議 ・地方教育行政における連携推進事業</p>	<p>先進的なモデル事例の創出・周知を行うことで、各地域における教育委員会の機能強化・活性化を図るとともに、総合教育会議等を活用した教育委員会と首長部局の連携等の推進を図る。</p>
<p>○教育研究の質向上に向けた基盤の確立</p>	<p>・教育研究の質向上に向けた基盤を確立するため、大学等の経営力を強化する。 ・学校法人の運営に多様なステークホルダーの意見を取り入れ、教育研究の質を図る観点から、中期計画を評議員会の議決を経て策定している大学・短期大学等を設置している学校法人の割合が20%となることを目指す。</p>	<p>12</p>	<p>5 ・大学における外部資金獲得状況の改善 ・事業に関する中期的な計画を評議員会の議決を経て策定している大学・短期大学等を設置している学校法人の割合の増加</p>	<p>・基盤的経費等の確保 ・寄附促進に向けた好事例の展開、税制改正 ・大学への寄附税制に係る優遇措置の拡大 ・国立大学法人における規制緩和 ・寄附行為作成例の改正、学校法人への周知</p>	<p>・基盤的経費等の確保により、各大学が継続的・安定的に教育研究活動を実施することが可能となる。 ・規制緩和、寄附税制の拡大により各大学の外部資金獲得が容易になるとともに、好事例の展開により各大学の自発的活動が促進されることで、外部資金導入が増加し、大学等の経営力強化に貢献する。 ・私立学校法の改正により各学校法人の寄附行為変更が必要となること、見本として各学校法人に示す「寄附行為作成例」において、事業に関する中期的な計画を評議員会の議決事項として位置付けることにより、各学校法人の取組を促す。</p>
<p>○高等教育機関の連携・統合</p>	<p>地域の高等教育機関や地方公共団体、産業界が地域の将来ビジョン等について恒常的に議論する「地域連携プラットフォーム」の構築を促進し、複数の大学間で人的・物的リソースを効果的に活用することで教育研究の充実を図る「大学等連携推進法人制度」の活用数を5年程度で倍増させる。</p>	<p>12</p>	<p>6 大学間連携に取り組む大学数の増加</p>	<p>・地域連携プラットフォームの周知 ・大学等連携推進法人制度の周知</p>	<p>地域連携プラットフォーム及び大学等連携推進法人制度の周知をすることで大学の理解が深まることにより、大学等連携推進法人制度の活用が促進される。</p>

目標13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保						
○教育費負担の軽減に向けた経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・全世帯の高等学校等進学率と生活保護世帯の高等学校等進学率の差を前年度比で減少させる。 ・経済的理由による高等学校等中退者数を前年度比で減少させる。 ・高等教育費の負担軽減策の充実及び周知等を通じ、奨学金制度等の活用が促進されることで、経済的理由により進学・修学を断念する学生等の減少を目指す。 	13	1	<ul style="list-style-type: none"> ・全世帯と生活保護世帯の子供の高等学校等進学率の差の改善 ・経済的理由による高等学校等中退者数の減少 ・住民税非課税世帯、生活保護世帯、ひとり親家庭及び児童養護施設の子供の大学等進学率の改善 ・全学生数等に占める1年間の経済的理由による、大学等の中退者数の割合の減少 ・高校3年生を子に持つ家庭の高等教育費の負担軽減策の認知度の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律 ・高等学校等就学支援金(2023-文科-22-0123) ・高校生等奨学給付金(2023-文科-22-0123) ・「高等教育の修学支援新制度」について多子世帯や理工農系の学生等の中間層を対象を拡大するとともに、減額返還制度を見直すほか、大学院において在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする授業料後払い制度を創設するなど、高等教育における経済的負担軽減策の充実を図る。 ・独立行政法人日本学生支援機構運営交付金に必要な経費 ・高等教育費の負担軽減策に関する高校の進路指導担当者への周知や保護者・生徒向けの情報提供等の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等の授業料に充てるための高校生等奨学給付金を支給することにより、家庭の教育費負担の軽減が図られ、高等学校等への進学率向上や、経済的理由による高等学校等中退者数の減少が期待できる。 ・奨学金制度の対象拡大、創設など高等教育における経済的支援の充実や、学生や保護者等へ支援策の周知等を行うことで、制度の活用が促進され、経済的理由で進学・修学を断念する学生等の減少に繋がる。
○へき地や過疎地域等における学びの支援	遠隔教育の推進による、生徒の進路希望に対応した科目開設や習熟度別指導の充実	13	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器を使って児童生徒が学校外の施設(他の学校や社会教育施設、民間企業等)にいる人々とやりとりする取組の増加 ・高等学校における学びの質向上のための遠隔授業(教科・科目充実型)によって行われる実施科目数の増加 	COREハイスクール・ネットワーク構想	中山間地域や離島における高等学校での同時双方向型遠隔授業を推進することにより、学びの質向上のための遠隔授業(教科・科目充実型)によって行われる実施科目数の増加につなげる。
○災害時における学びの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した際には、その影響が及ぶ児童生徒等への心のケアを図る。 ・大規模災害の被災地における中学校等卒業者のうち進学した者の割合(目標値:災害発生年度の前年度の割合) ・災害時における学校安全の確保 	13	3	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが相談を受けた児童生徒等の数の増加 ※スクールカウンセラー等が早期発見や適切な対処等の役割を果たすためには、多くの児童生徒等が相談できる状況である必要があるため。 ・被災児童生徒等就学支援等事業の交付対象となった大規模災害の被災地における中学校等卒業者のうち進学した者の割合(目標値:災害発生年度の前年度の割合) (※交付対象事業は発災後の支援初年度を含む3か年であり、直近の交付対象となった災害は令和2年7月豪雨のため、令和5年4月時点においては交付対象となる大規模災害がなく、実績値もない) ・危機管理マニュアルの見直しを行った学校の割合 ※割合には災害以外の観点で見直しを行った学校も含まれる ・学校安全計画に教職員の研修等を盛り込んでいる学校の割合 ・学校管理下における死亡事故の発生件数を限りなくゼロにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地方公共団体の実態に応じて、災害の影響が及ぶ児童生徒等への心のケアに対応できるよう、いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の実施により、スクールカウンセラー等の配置充実を図る。 ・被災児童生徒等就学支援等事業(レギュラー番号:2023-文科-22-0120) ・教育基本法第4条第3項 ・学校安全教室の推進 ・学校安全総合支援事業 ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の実施により、スクールカウンセラー等の配置を充実させることで、支援が必要な児童生徒等が適切に相談できる体制を構築し、災害が発生した際の児童生徒等への心のケアにつなげることができる。 ・大規模災害の被災を起因とした経済的理由で就学困難な児童生徒等に対する就学支援の事業を実施することで、経済的に就学困難な児童生徒であっても義務教育の修了に支障がないようにし、このことにより義務教育修了後の状況である中学校卒業後の進学率を向上することに資するものである。 ・危機管理マニュアルの見直しや学校安全に関する教職員研修の充実により、実践的・実効的な安全教育を推進し、学校安全の実効性を高めることが、災害時における学校安全の確保、学校管理下において死亡する児童生徒等の数を限りなくゼロにすることに繋がる。
目標14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働						
○NPOとの連携	学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図ることで、学びの多様化や地域等と一体となった活動を推進する。	14	1	—	教育振興基本計画の周知・広報	今般新たに閣議決定された教育振興基本計画に様々な機関との連携の重要性について記載があることを周知することで、これまでの縦割りを越えて、地域の一員、社会の一員としての連携をより意識してもらえるようになり、より充実した教育活動が可能となる。
○企業等との連携	体験活動に関する情報を網羅的に集約したポータルサイトを構築し、地域や企業と学校等が連携・協働したリアルな体験活動の機会の充実を促進する。	14	2	「子供の体験活動推進宣言」賛同団体の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト ・(独)国立青少年教育振興機構運営費交付金 	青少年自立支援プロジェクトでは、体験活動の「利用者」である学校等と「提供者」である企業や青少年教育団体等の多様な主体をマッチングするポータルサイトの構築に取り組んでいる。また、国立青少年教育振興機構では、「地域ぐるみで体験の風をおこそう」運動に取り組んでおり、青少年教育関係機関・団体等が連携し地域が一体となって体験活動を推進する機運を高める取り組みなどを実施し、体験活動の機会の充実を図ることで、目標達成に貢献する。
○スポーツ・文化芸術団体との連携	地域の実情に応じながら、部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進め、子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する。	14	3	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携や地域移行に係る方針策定のための協議会を実施した自治体数 ・地域連携や地域移行の方針を策定した自治体数 ・休日の運動部活動の地域連携・地域移行に関する取組を開始した市区町村数の割合 ・休日の文化活動の地域連携・地域移行に関する取組を開始した市区町村数の割合 	<ul style="list-style-type: none"> ＜予算事業＞ ・中学校における部活動指導員の配置支援事業 ・地域スポーツクラブ活動体制整備事業(令和5年度予算) ・地域スポーツクラブ活動体制整備事業(令和4年度第二次補正予算) ・文化活動改革(部活動の地域移行に向けた実証事業及び地域文化クラブ推進事業)(令和5年度予算) ・地域文化クラブ活動体制整備事業(令和4年度第二次補正予算) ＜通知等＞ ・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの策定・公表 	<p>「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備等について、国の考え方を提示している。</p> <p>これらを踏まえ、地域スポーツクラブ活動体制整備事業、地域文化クラブ活動体制整備事業(ともに令和4年度第二次補正予算)では、自治体における部活動の地域スポーツ・文化クラブ活動への移行に向けた体制の構築を推進する。</p> <p>そして、地域スポーツクラブ活動体制整備事業(令和5年度予算)では、部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業を実施し、国において事業成果を広く普及することで、全国的な取組を推進する。</p> <p>文化活動改革(令和5年度予算)では、部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業を実施し、国において事業成果を広く普及することで、全国的な取組を推進する。</p> <p>さらに、中学校における部活動指導員の配置支援事業では、各自治体における部活動指導員配置に係る経費を補助することで、直ちに地域移行に向けた体制整備を行うことが困難な場合における、部活動の地域連携に係る取組を支援する。</p>
○医療・保健機関との連携	学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図ることで、学びの多様化や地域等と一体となった活動を推進する。	14	4	—	教育振興基本計画の周知・広報	今般新たに閣議決定された教育振興基本計画に様々な機関との連携の重要性について記載があることを周知することで、これまでの縦割りを越えて、地域の一員、社会の一員としての連携をより意識してもらえるようになり、より充実した教育活動が可能となる。
○福祉機関との連携	学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図ることで、学びの多様化や地域等と一体となった活動を推進する。	14	5	—	教育振興基本計画の周知・広報	今般新たに閣議決定された教育振興基本計画に様々な機関との連携の重要性について記載があることを周知することで、これまでの縦割りを越えて、地域の一員、社会の一員としての連携をより意識してもらえるようになり、より充実した教育活動が可能となる。
○警察・司法との連携	学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図ることで、学びの多様化や地域等と一体となった活動を推進する。	14	6	都道府県、指定都市における教育行政に係る法務相談体制の整備状況の改善	教育振興基本計画の周知・広報	今般新たに閣議決定された教育振興基本計画に様々な機関との連携の重要性について記載があることを周知することで、これまでの縦割りを越えて、地域の一員、社会の一員としての連携をより意識してもらえるようになり、より充実した教育活動が可能となる。
○関係省庁との連携	他分野の政策との連携を図り、より充実した教育政策を推進する。	14	7	—	教育振興基本計画の周知・広報	今般新たに閣議決定された教育振興基本計画に関係省庁との連携の重要性について記載があることを周知することで、他省庁でも政策との連携をより意識してもらえるようになり、より充実した教育政策の立案・実施が可能となる。

目標15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保

○学校施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの公立学校施設において、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現する環境が整備される。 ・より多くの国立大学等施設において、教育研究の基盤となる安全・安心な環境が整備される。 	15	1	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が著しい公立小中学校施設の老朽化対策の実施率の向上 ・公立学校等施設の吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率の向上 ・公立小中学校施設のトイレ洋式化率の向上 ・公立学校施設の空調設置率の向上 ・公立小中学校施設のバリアフリー化率の向上（再掲） ・教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校施設整備費 ・学校施設整備指針 ・学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 ・国立大学法人等施設整備費（文教施設費） ・国立大学法人等事務経費 ・国立大学法人等施設整備に関する検討会 ・国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校施設について、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」において検討しつつ、その内容について「学校施設整備指針」を通じて各教育委員会等に提示し、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備についての検討を促す。 ・その上で、各地方自治体が施設整備を行う際、「公立学校施設整備費」を通じて財政支援を行い、各種整備が推進される。 ・国立大学等施設について、「国立大学法人等施設整備に関する検討会」及び「国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議」等において今後の整備方針や事例等を各大学等に提示する。 ・その上で、各大学等が施設整備を行う際、「国立大学法人等施設整備費（文教施設費）」を通じて財政支援を行い、老朽化対策をはじめとして各種整備がなされ、安全・安心な環境が整備される。
○学校における教材等の充実	第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき、学校図書館の図書の整備、新聞の配備、学校司書配置を促進等により、学校図書館の整備充実を図る	15	2	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館における ・学校図書館図書標準の達成状況の改善 ・新聞の複数紙配備率の向上 ・学校司書の配置率の向上 	読書活動総合推進事業	学校図書館活用計画を策定し、授業において図書・新聞等を活用する取組の促進や、教職員研修、司書教諭講習の実施を通して、授業での学校図書館の活用方法を理解する教職員の増加、司書教諭の認定者数の増加等を図ることで、学校図書館整備への理解が促進され目標達成に貢献する。
○私立学校の教育研究基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・令和10年度までに耐震化率100%を達成する。 ・学校法人の運営に多様なステークホルダーの意見を取り入れ、教育研究の質の向上を図る観点から、中期計画を評議員会の議決を経て策定している大学・短期大学等を設置している学校法人の割合が20%となることを目指す。 ・大臣所轄学校法人への寄附金額を前年度実績より増加させる。 	15	3	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校の耐震化の推進（早期の耐震化完了） ・事業に関する中期的な計画を評議員会の議決を経て策定している大学・短期大学等を設置している学校法人の割合の増加（再掲） ・学校法人における外部資金獲得状況の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校施設災害復旧、私立幼稚園施設整備費補助、私立学校教育研究装置等施設整備費補助、私立学校施設高度化推進事業費補助 ・寄附行為作成例の改正、学校法人への周知 ・寄附促進に向けた好事例の展開、税制改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・達成手段の補助事業により、私立学校における施設の耐震補強工事等を通じて耐震化が推進され、達成目標の達成に貢献する。 ・私立学校法の改正により各学校法人の寄附行為変更が必要となること、見本として各学校法人に示す「寄附行為作成例」において、事業に関する中期的な計画を評議員会の議決事項として位置付けることにより、各学校法人の取組を促す。 ・寄附に係る好事例の展開や寄附税制の拡大により、各学校法人における寄附募集の取組が促進され、学校法人への寄附金額の増加が図られる。
○文教施設の官民連携	より多くの文教施設において官民で連携した施設整備や管理が行われ、文教施設の効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現する。	15	4	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等運営事業を含む多様なPPP/PFI手法により、施設整備や管理を行うことを検討する国立大学法人等の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業 ・国立大学法人等施設におけるPFI・コンセッション推進事業 	「文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業」等を通じ、大学等におけるコンセッション事業の活用について実現可能性が検証されるとともに導入に向けた検討が進み、より多くの文教施設において官民連携した施設整備や管理が行われる。
○学校安全の推進	児童生徒自身に安全に身を守るための能力を身につけさせる安全教育の充実や学校の安全管理体制の充実に加え、地域全体での学校安全の取組を推進し、学校管理下において、障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数を減少させるとともに死亡する児童生徒等の数を限りなくゼロにする。	15	5	<ul style="list-style-type: none"> ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少 ・学校管理下において死亡する児童生徒等の数を限りなくゼロにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全教室の推進 ・学校安全総合支援事業 ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 	児童生徒自身に安全に身を守るための能力を身につけさせる安全教育の充実や学校の安全管理体制の充実に加え、地域全体での学校安全の取組を推進することにより、学校管理下において、障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少させるとともに死亡する児童生徒等の数を限りなくゼロにすることに繋がる。

目標16 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

○各ステークホルダー（子供を含む）からの意見聴取・対話	子供又はその他のステークホルダーからの意見聴取や対話の実施を通じて、関係者の当事者意識の醸成を図る。	16	1	国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における子供又はその他のステークホルダーの意見の聴取・反映の状況	教育振興基本計画や子ども基本法についての周知・広報活動	子ども基本法第11条に子供からの意見を聴くことについての規定があることから、この趣旨の周知を行うことで、意見聴取等が活発になされ、その結果当事者意識の醸成を図ることが可能になる。
-----------------------------	--	----	---	---	-----------------------------	---